

## 令和5年第4回水巻町議会 定例会 会議録

令和5年第4回水巻町議会定例会第3回継続会は、令和5年6月9日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

|    |       |     |      |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 白石雄二  | 8番  | 岡田選子 |
| 2番 | 山口秀信  | 9番  | 井手幸子 |
| 3番 | 松野俊子  | 10番 | 中山恵  |
| 4番 | 水ノ江晴敏 | 11番 | 古賀信行 |
| 5番 | 亀元公一  | 12番 | 近藤進也 |
| 6番 | 廣瀬猛   | 13番 | 住吉浩徳 |
| 7番 | 名倉亮介  | 14番 | 高橋恵司 |

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係長 ・ 野 村 育 美

主任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

|              |         |                       |         |
|--------------|---------|-----------------------|---------|
| 町 長          | 美 浦 喜 明 | 子育て支援課長               | 吉 田 功   |
| 副 町 長        | 荒 卷 和 徳 | 福 祉 課 長               | 洞ノ上 浩 司 |
| 教 育 長        | 小 宮 順 一 | 健 康 課 長               | 植 田 英次郎 |
| 総 務 課 長      | 増 田 浩 司 | 建 設 課 長               | 北 村 賢 也 |
| 企 画 課 長      | 手 嶋 圭 吾 | 産 業 環 境 課 長           | 大 黒 秀 一 |
| 財 政 課 長      | 蔵 元 竜 治 | 下 水 道 課 長             | 岡 田 祐 司 |
| 住 宅 政 策 課 長  | 古 川 弘 之 | 会 計 管 理 者             | 寺 田 裕 彦 |
| 税 務 課 長      | 土 岐 和 弘 | 学 校 教 育 課 長           | 佐 藤 治   |
| 住 民 課 長      | 川 橋 京 美 | 生 涯 学 習 課 長           | 高 祖 睦   |
| 地 域 づ くり 課 長 | 藤 田 恵 二 | 図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長 | 服 部 達 也 |

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

**令和5年6月 定例会**  
**(第4回)**

第3回継続会

**本会議 会議録**

令和5年6月9日

水巻町議会

# 令和5年 第4回水巻町議会定例会 第3回継続会 会議録

令和5年6月9日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和5年第4回水巻町議会定例会第3回継続会を開きます。

## 日程第1 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、日本共産党。はい、井手議員。

9番（井手幸子）

9番、井手幸子です。日本共産党を代表いたしまして、冒頭質問をします。

初めに、学校給食費の無償化について、お尋ねをいたします。

学校給食は戦後、日本全体が貧しかった時代から始まり、コロナ禍で保護者の減収と子供の貧困が言われて久しい現在も、子供の健康と命を守る大切な役割を担っています。新陳代謝の激しい子供たちの体の細胞は毎日入れ替わり、子供たちが食べたものが、血となり肉となり体をつくります。また、子供たちは「食育」の中で食材を育て、料理し、配分して食べ、片付けるというプロセスを学び、引いては、農畜産・漁業等に至るまで「食」に関する全てのことを学びます。そのために、日本の学校給食は文科省の所管となっています。よって、小・中学校で教科書が無償提供されているのと同様、給食費も当然無償にするべきと考えます。

学校給食費の無償化について、これまで当局は「継続した大きな財源が必要」と述べられてきましたが、小・中学校の給食費を無償にした場合の経費は約6900万円、110億円を超える当町の予算の中では、わずか0.7%です。国の財源措置を待たずとも、町長の気持ち次第で実現することができると思います。子供の貧困層が広がる今こそ、学校給食費の無償化を町独自で取り組むべきです。美浦町長、いかがお考えですか。

2つ目は、加齢性難聴者の補聴器購入費の助成について、お尋ねをいたします。

我が党は、これまでに議会で「加齢性難聴者の補聴器購入助成」を取り上げ、意見書も3回提出してきました。

加齢性難聴は50歳頃から始まり、60歳後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上が発症すると言われていています。そのままだと日常生活の会話が困難となり、孤立し、鬱状態に陥りやすくなると言われています。早期に補聴器を使えば、適切な「聞こえ」が維持でき、家族や友人との会話が活性化し、認知症予防や健康寿命を延ばし、介護や医療費の抑制につながります。しかし、補聴器は、片耳で8万円台からと、非常に高額で、保険適用にならないため全額自己負担です。そのため、年金暮らしの高齢者は、とても購入できません。

今年3月、水巻町議会に「加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成をすることに関する請願」を517筆の署名を添えて提出いたしました。

そこで、次の2点についてお尋ねします。

- (1) 町独自の加齢性難聴者の購入費の助成の制度をつくることを求めますが、いかがですか。
- (2) 町の健康診断で聴力検査の導入をしては、いかがですか。

3つ目に、町民の生活道路の整備について、お尋ねをいたします。

先の3月議会で我が党は、高齢者の暮らしに寄り添い、年間100人以上が免許を返納する本町において、高齢者が安心して歩くことができる歩道を整備することを求めました。

その答弁で、町内の歩道は古く、現在の基準を満たしておらず、町道の歩道整備率はまだ38%だと分かり、「現在の基準にのっとった道路構造となるよう高齢者を含む歩行者が利用しやすい道路となるように整備を進めたい。」と答弁があり、大いに期待しているところです。

町民の皆さんは、日々身近な歩道や生活道路に対する要望を持っています。町道の整備計画は、車よりも歩行者中心に整備を行っていくことが重要だと考えますが、3月議会の時点では、「今後の整備計画は立てていない」と答弁されました。

そこで、お尋ねします。

- (1) 本町において、道路整備計画を立てる際、最も重視する点は何ですか。
- (2) 日頃からの巡回や住民の皆様からの連絡により、経年劣化した危険箇所について「早急に対応するよう努めています」と答弁されましたが、「早急に対応しています」と答弁ができなかった理由は何ですか。

4つ目に、非課税を少し上回る世帯への支援について、お尋ねをいたします。

我が党は、3月議会で物価高騰の下、中でも電気代高騰の負担が住民の生活を脅かしている。電気代への補助が必要だと町に支援策を求めました。町長は「国の施策として対処されるべき。町独自に補助を行う予定はない」と答弁しました。

その後、5月の臨時会で、国より住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円、非課税世帯と家計急変世帯の子供に1人当たり5万円を支給することが決まりました。

さらに、この6月議会に、町長は3月議会の答弁から翻って、国の支援対象外の課税世帯に2万円の支援金を給付する補正予算を提出しました。物価高騰は住民誰も影響を受けていることから、町長が国の対象外世帯へも独自に支援金の給付を決断したことは評価いたします。

しかし、ここで我が党が、最も救いたい、支援が必要だと考える世帯は、非課税世帯とはならない内閣府の報告書で示されている年収158万円までの「貧困層」、その上の年収318万円に届かない「準貧困層」に対してです。暮らしについて「苦しい・大変苦しい」と答えた世帯は、貧困層で57.1%、準貧困層でも36.8%です。

そこで、お尋ねいたします。

- (1) 2022年秋、本町は国が非課税世帯の子供1人につき5万円を給付した際、どの子供も同じ、子供を区別してはいけないとして、国の給付金支給対象外の全ての子育て世帯に対して、町独自で特別給付金を子供1人当たり2.5万円給付しました。

しかし、今回は、非課税世帯以外の子供に対して、町は何ら給付事業の提案をしていません。町の子供に対する考え方が変わったのでしょうか。国の対象世帯以外の子供に支援金を給付し

なかったのはなぜですか。説明を求めます。

(2) 国の支援制度では、準貧困層はぎりぎり対象外となる場合が多くなっています。今回も非課税世帯は支援対象となっていますが、非課税を少し上回る貧困層、準貧困層とされる世帯に対しては、国の支援は全くなく、町の独自支援2万円のみです。暮らしが「苦しい、大変苦しい」と感じているのに、非課税を少し上回る世帯には支援の手が届かない実態があります。こういう世帯にこそ、町が細やかに支援の手を差し伸べるべきだと考えますが、いかがですか。御答弁をよろしくお願いいたします。

## 議 長（白石雄二）

町長、答弁。

## 町 長（美浦喜明）

はじめに、学校給食費の無償化について、の御質問にお答えします。

学校給食は、終戦後の1945年に開始され、時代の流れとともに、その在り方や役割が変容してきております。当初は、子供たちへの栄養改善に始まり、その後、正しい食事作法や食習慣の形成、食事の重要性や感謝の心、食を通じた人間関係づくりなどの視点にも広がり、今では食材生産者との関わりや、地域における食文化の継承にまで、その役割が大きく進化してきております。

そこで、国の財源措置を待たずとも、学校給食費の無償化を町独自で取り組むべきです。いかがお考えですか、とのお尋ねですが、全国の自治体において、独自で学校給食費の無償化を行う自治体が徐々に増えてきております。しかし、いまだ多くの自治体は一部補助にとどまり、完全無償化を実施する自治体の割合は、全国的には、まだ少ない状況です。

これは、無償化を行うためには、継続した大きな財源が必要とされるため、その財源の確保が難しいことなど、各自治体の地域や経済等の状況・構造・課題が大きく影響しているものと考えております。

子供たちの心身の健康に資する学校給食の重要性については、私も十分に認識をしております。だからこそ、学校給食を、安定して提供できる、持続可能なものにしていく必要があると考えております。

学校給食における費用負担について、学校給食法により「食材費は保護者が負担するもの」と規定されております。本町としましては、この原則に基づいた上で、学校給食の重要性を考慮し、平成26年度から月額200円の一部補助を行ってまいりました。近年のウクライナ情勢や円安に伴う食材価格、原油価格の高騰等を受け、令和5年度からは、給食費の値上げを余儀なく強いられておりますが、これにより保護者負担が増えることのないよう、値上げとなる月額200円について、さらに全て町が負担を行うこととしております。

また、学校教育においては、給食費等を納付することが困難な家庭のための支援制度として、就学援助制度を設けております。この制度では給食費だけでなく、文房具や楽器などの学用品の購入費用などについても支援を行っております。

そして、現在、国におきまして、少子化対策に伴う政策として、子供に係る福祉、保健、医

療、教育など、様々な分野について、家庭、地域、行政の関わりを含め、全体を見直す動きが広がっています。

第211回通常国会においては、議員提案として「学校給食法の一部を改正する法律案」が上程され、現在、審議中であります。今後、新しく創設された「こども家庭庁」においても、様々な議論が進められていく中で、子供たちの成長を支える大切な学校給食の財源についても、検討が行われるものと大きな期待を抱いています。

前回にもお伝えしましたが、私としましては、今後も国会議員を通じて、給食事業の充実が図れるよう、国の財源措置の検討について、さらに訴えていきたいと考えております。

このように、本町といたしましては、今、町としてできることを行いつつ、国の今後の動向を注視しており、国の政策により方針が示された際に、速やかに対応を進められるよう、準備を整えております。

未来を担う子供たちの成長を支えていくため、今後も、安全安心で充実した給食を安定して提供していけるよう努めてまいります。

次に、加齢性難聴者の補聴器購入費の助成について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、町独自の加齢性難聴者への補聴器購入費の助成制度について、のお尋ねですが、難聴、いわゆる聴覚障がいには、聴覚組織の奇形等が原因とされる先天的要因によるものと、突発性疾患、高齢化などによって聴覚組織の損傷を受けたことが原因とされる後天性のものがあります。また、聴覚障がいになった部位により、伝音性、感音性、混合性難聴に分類されています。

伝音性難聴は、外耳・中耳に原因がある難聴で、音が伝わりにくくなっている状態であるため、補聴器の音量調整により比較的よく聞こえるようになります。

一方、感音性難聴は、内耳・聴神経・脳に原因があるもので、音が響いたりして言葉の明瞭度が悪くなっているため、補聴器の音量調整だけではうまく聞こえません。そのため補聴器の音質などを細かく調整する必要があります。

加齢性難聴は感音性難聴の一種であるため、補聴器を使用して聞こえる音量を大きくしても、言葉の識別、理解を補うことが難しい場合があります、うるさいからと補聴器をつけたがらない高齢者がおられるのはこうした理由によるものだと思います。

聴覚障がいには、身体障害者手帳2級から6級までの段階があり、手帳の交付を受けている方には、身体上の障がい箇所を補うための補装具の購入等の助成制度があります。

また、身体障害者手帳の取得申請の際には、医師による聴力検査や、外耳・中耳・内耳の状態の診察を受け、必要であれば治療を受け、聴力の改善につながっている方もいると思われま

す。そのため、高齢者も医師の診察を受け、難聴の要因を明らかにし、手帳取得後は、障がいの要因と聴力に適した補装具、つまり補聴器購入の公費助成を受けていただくことが可能となっています。

また、「聞こえ」の維持が、認知症予防や孤立の予防のためにも必要なことであるということは認識しております。しかし、高齢者であるというだけで、加齢による難聴と限定できないことがあり、聞こえにくくなったからと補聴器を購入するのではなく、医師の診察を受けた上で、

可能であれば身体障害者手帳を取得し、適した補聴器を購入されることが最善であると考えています。

また、同様に、視覚障がいのある方や肢体不自由の方も、身体障害者手帳を取得することで、メガネや歩行補助具等の補装具購入費の助成が受けられます。

そのため、身体障害者手帳の認定基準を満たさない加齢性難聴者へ、町独自に補聴器の購入費を助成することになれば、身体障害者手帳交付の対象とはならない他の障がいをお持ちの方にも、等しく購入費の助成を検討する必要があると考えています。

よって、現在のところ、将来的な財源の確保が見通せない中では、持続可能な制度を創設することは難しいと考えており、町独自の購入費用助成制度について検討する予定はありません。

次に2点目の、町の健康診断での聴力検査の導入について、のお尋ねですが、本町では、健康増進法および高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、集団健康診査と医療機関で受診できる個別健康診査を行っています。これは生活習慣病やがんの早期発見、早期治療につなげ、病気の重症化を予防する目的で実施しています。

労働安全衛生法に定められている会社勤めの人を受ける定期健康診査では、聴覚検査の実施が定められていますが、町が主体で行う健康診査には法的に定められていません。

また、本町の集団健診会場では、聴覚検査を実施するための静かな環境と十分なスペースを確保できないなどの課題があり、現段階では健康診査で聴覚検査を実施することは考えておりません。

加齢性難聴は、動脈硬化や高血圧などの生活習慣病があると、内耳や脳の血流が悪くなって、聞こえの機能に悪影響を及ぼすとされています。これらの原因を取り除くことが、加齢性難聴の予防にもなりますので、生活習慣病予防のための健康教育や相談など、周知の機会を捉えて実施していきたいと考えております。

次に、町民の生活道路の整備について、の御質問にお答えします。

本町では、これまで通学路を中心に歩道整備を行い、現在の計画は令和5年度をもっておおむね完了する予定です。

今後は、住民の皆様が歩いて出かけたくなる、そして自転車にて町内を移動したくなるような道路整備を進めたいと考えています。

そのような中で、まず1点目の、本町において、道路整備計画を立てる際、最も重視する点は何ですか、とのお尋ねですが、先の3月議会でもお答えしましたが、本町では、現在の基準にのっとった道路構造、また高齢者や障がい者を含む歩行者が利用しやすい道路となるように整備を進めたいと考えています。

歩道が必要と思われる路線には歩道の整備を行い、歩道は整備されているが現在の基準にのっとった道路構造でない路線は、高齢者や障がい者を含む歩行者や自転車が利用しやすい道路となるよう計画することを重視していきたいと考えています。

次に2点目の、「早急に対応するよう努めてまいります」と答弁されましたが、「早急に対応しています」と答弁できなかった理由は何ですか、とのお尋ねですが、職員による現場巡回及び住民の皆様からの情報提供により確認した危険箇所が緊急を要する場合は、早急に対応しています。



ただし、緊急性が低いと判断した場合や職員での補修が困難な場合は、工事として発注いたしますので、少し時間をいただくこととなります。なお、案件の内容によっては、折尾警察署や県など各関係機関と連携及び調整が必要な場合もありますので、御理解いただきたいと思います。

歩道整備につきましては、用地買収を最低限に抑え、限られた現道路区域内で検討する必要があり、国の補助事業要件に則した計画を立案する必要があるため、難解ではありますが、検討を重ね、現状より安全で住民の皆様が利用しやすい道路へ改良できるようにしたいと考えています。

日頃から経年劣化した危険箇所についても、早急に対応するように努めておりますが、今後とも、住民の皆様の意見を聴きながら交通安全と利便性の両立を目指し、折尾警察署や県など各関係機関と連携を強め、安心・安全な道路行政を推進してまいります。

最後に、非課税を少し上回る世帯への支援について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、町の子供に対する考え方が変わったのでしょうか。国の対象世帯以外の子供に支援金を支給しなかったのはなぜですか。説明を求めます、とのお尋ねですが、5月の臨時議会における令和5年度一般会計補正予算第1号で承認をいただきました、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」につきましては、3月下旬に国が支給を決定してから、5月末までに対象者の口座への振込みまでを完了するという、大変短い期間で事務を行う必要がありました。加えて、年度末から年度初めにかけての、通常業務においても多くの事務処理が発生する時期と重なったことから、前回の特別給付金を支給した際と同様に、国の特別給付金の対象外となった子供に対する町独自の支援について具体的に検討する時間を確保することが困難な状況でありました。

また、前回支給した町独自の特別給付金には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として充当しておりますが、同時に子育て世帯以外に対しても、事業者や生活者の負担軽減を図ることを目的に、臨時交付金を活用して、地域活性化事業としてプレミアム付商品券事業を展開したことで、幅広く支援を届けることができたと考えています。しかし、今回の臨時交付金は、子育て世帯への追加支援事業とその他幅広い世帯への支援事業を同時に行うだけの十分な交付限度額が示されなかったことから、国の特別給付金の支給対象外となった子育て世帯に対して、前回と同様の町独自の特別給付金を支給した場合、本町に交付される臨時交付金を全額充当する必要があるため、子育て世帯以外へ支援が全く届かないという状況が想定されました。

なお、これまで本町が実施した子育て支援策といたしましては、まず、令和2年6月に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、0歳から中学生までの子供を持つ児童手当を受給する世帯に対して、子育て世帯への臨時特別給付金として、国からの子供1人当たり1万円の支給に町独自事業として5,000円を上乗せすることを決定し、対象児童3,719人に対して、支給総額1859万5000円となる給付事業を実施いたしました。

次に、令和3年12月に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている18歳以下の子供を養育する子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金として、国からの子供1人当たり10万円が支給されましたが、この際にも町独自事業として、国の支給対象外とな

った、児童手当の所得制限額を超過している特例給付受給者の世帯に対して、国と同額の子供1人当たり10万円を支給することを決定し、対象児童122人に対して、支給総額1220万円となる給付事業を実施しております。

さらに、令和4年6月には、新型コロナウイルス感染症の影響の下で、物価高騰の影響を受けている18歳以下の子供を養育する児童扶養手当受給世帯及び非課税相当の子育て世帯に対して、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」として、国から子供1人当たり5万円が支給されましたが、低所得の子育て世帯に限らず、全ての子育て世帯が物価高騰の影響を受けているとして、町の未来を担う子供たちの生活を力強く支援するため、町独自事業として、国からの給付金の対象外となった子育て世帯に対して、子供1人当たり2万5000円を支給することを決定しました。この事業は令和4年10月に開始し、対象児童3,286人に対して、総額8215万円の給付金の支給が完了しております。

このように、子育て世帯に対しましては、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、これまでに数多くの独自支援に取り組んでまいりました。

町独自の特別給付金の支給を決定する際には、住民に及ぼす効果を見込んだ上で、対象者や金額及び財源等について、慎重に検討を重ねる必要があります。しかし、全ての世帯が物価高騰下において影響を受けていることを鑑みますと、特定の世帯に特化した内容の支援を行うのではなく、幅広い世帯に対して支援を行う必要があると判断しましたので、国の特別給付金対象以外の子育て世帯をはじめ、これまで支援の届きにくかった方にも幅広く速やかに支援を届けることを重視し、今回の国からの臨時交付金を活用した「暮らし・生活支援臨時特別給付金」の支給を決定いたしました。そのため、今回、国の特別給付金の対象外となった子供に対し、町独自に子育て世帯に特化した支援事業を行う予定はありません。

なお、御指摘にありますように、本町の子供に対する考え方が変わったようなことは一切ございませんので、これからも引き続き、次代を担う子供たちを町全体で育み、産み育てやすい環境を整えるなど、子育て支援の充実したまちづくりに取り組んでまいります。

次に2点目の、非課税を少し上回る世帯に支援の手を差し伸べるべきだと考えますが、いかがですか、とのお尋ねですが、3月議会の一般質問で答弁しましたとおり、現在の物価高騰の要因は、エネルギー問題や国際情勢などが深く関係しており、この難局は、国全体で乗り越える必要があると考えています。このことから、基本的には国において対処される問題だと考えていますので、引き続き国の動向を注視してまいります。一方、町として何もしないのではなく、町の収支バランスを考慮する中、町民の皆様に必要な支援を届けることができるよう、鋭意努力をさせていただいているところです。

その一端を申し上げますと、令和4年度では、全町民を対象に1人1万円の生活支援商品券を給付させていただきました。商品券では、電気代をはじめ、公共料金等の支払いを直接行うことはできないとの御指摘もございましたが、食料品や日用品を商品券で購入いただくことで、支払いに現金を使わなくてよい分、その現金を公共料金等の支出に充てることができたのではないかと考えています。

また、その他の支援策として、小・中学校の給食費補助の増額や、次世代エール給付金事業、プレミアム付商品券事業の拡充等、これまで、町としてでき得る支援策は展開してきたところ

です。その上で、今回、新たな支援策として、課税世帯に対し、2万円を給付する「暮らし・生活支援臨時特別給付金」事業を実施することといたしました。

これは、令和3年度以降、国の支援策として、非課税世帯への数回にわたる現金給付が行われる中、支援を必要とする方は非課税世帯だけではありません。先の質問でも述べましたとおり、今回の課税世帯に対する給付金は、これまで支援の届きにくかった方々へ幅広く速やかに支援を届けることを最重要視した独自の支援策として展開することとしております。そのため、給付対象者はお尋ねの貧困層、準貧困層に特化するものではありませんが、国の特別給付金対象以外の子育て世帯をはじめ、住民税非課税世帯への3万円の給付金の対象外世帯、貧困層、準貧困層を包含した課税世帯全体を対象とした支援事業としております。

本町としましては、当然、この支援だけで十分だとは考えておりませんが、限られた財源の中で、町の将来を見据え、町の体力に応じた事業展開を図る必要があることから、貧困層、準貧困層に特化した支援策の実施についても慎重に判断したいと考えております。よって、現時点において、お尋ねの支援を確約することはできませんが、今後、国が非課税世帯に行っている支援と同様に、貧困層、準貧困層への支援についても国に展開していただけるよう、働きかけを行っていくとともに、本町においても情報収集を行ってまいります。

現在の物価高騰は、終わりが見えない状況で、町民の皆様が家計的に厳しい状況が続いていることも十分理解しておりますが、これは、全国的な問題であり、支援については、国、県、町と、自治体の規模や財政状況等に応じた役割があると考えておりますので、引き続き、町としての役割を果たすことができるよう努力してまいります。

以上です。

#### 議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、中山議員。

#### 10 番（中山 恵）

10番、中山恵です。加齢性難聴者の補聴器購入費の助成について、5点、再質問いたします。

まず、身体障害者手帳を取得して、補装具給付で補聴器の申請ができるとのことですが、水巻町の聴覚障がい者による手帳所持者は今どのくらいおられますか。

また、その手帳所持者の等級の内訳と、令和4年度でどのくらい新たに手帳を取られた方が、いらっしゃるのか、お尋ねいたします。

#### 議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

#### 福祉課長（洞ノ上浩司）

中山議員の御質問にお答えいたします。

まず、身体障害者手帳所持者ですが、令和5年3月末現在の数字になりますが、1,269人おられます。そのうち、聴覚障がいの手帳をお持ちの方が106人となっております。

等級別でございますが、聴覚障がいは、2級3級4級6級の4段階に分かれております。

ただし、等級別となるとですね、どうしても聴覚障がいのみじゃなくて、その他の障がいも重複して持っている方がいますので、合算等級での等級別の回答とさせていただきます。

ですので、1級の手帳をお持ちの方が5人、2級が2人、3級が18人、4級が17人、6級が44人となっております。

それと、令和4年度で新たに聴覚障がいの手帳を取得された方は、10人となっております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、中山議員。

**10 番（中山 恵）**

では、そのうちの6級が障がいの的には一番軽い方だと思いますが、この6級ほどの程度の障がいになるのでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、洞ノ上課長。

**福祉課長（洞ノ上浩司）**

中山議員の御質問にお答えいたします。

身体障がい者の程度等級表を用いて6級の程度でございますけども、2つ基準がございます。一つ目が、両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの。もう一つが、片方の耳が、90デシベル以上で、もう片方の耳が、50デシベル以上のものという基準になっております。

聴覚の専門的な数値になりますので、少し分かりづらいと思いますけども、70デシベルとか、数値が大きくなるにつれてですね、重度の方になっていくということになります。

先ほど申した1つ目のですね、両耳の聴力が70デシベル以上のものの、基準として注意書きがあるのが、40センチ以上の距離から発せられた言葉が聞き取れない方っていうのが一つの基準となっております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、中山議員。

**10 番（中山 恵）**

聴覚障がい者の手帳を持っておられる方で、年間どのくらいの方が補聴器の交付を受けられたんでしょうか。

また、その金額は幾らぐらいの補聴器が交付されているんでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

中山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、聴覚障がいの方の身体障害者手帳をお持ちの方で、補装具で給付される補聴器につきましては、耐用年数が5年となっております。

5年未満の補聴器、交付されている補聴器の分についてはですね、その間、修理で対応させていただけるという状況でございます。

そこで、補聴器の給付実績でございますが、過去3年間分にはなりますけれども、令和2年度が13件、令和3年度が14件、令和4年度が14件となっております。

補聴器の金額でございますけれども、身体障害者手帳所有者の補装具で給付される補聴器についてはですね、補聴器によって基準が決まっていますので、基本的には、令和4年度の実績を見てもですね、高度難聴用の補聴器につきましては、5万8000円程度。重度難聴の補聴器につきましては、8万2000円程度となっております。

ですので、冒頭質問でありました8万円程度の補聴器というのはですね、多分重度難聴用の補聴器のことではないかというふうに思っております。

この高度難聴と重度難聴用の補聴器の区分としましては、一応、重度難聴用のほうがですね、障がいが重い方に交付される補聴器になりますけれども、大体両耳の聞こえが90デシベル以上の方については重度、それ以下の方については高度難聴用のほうの補聴器の給付となっております。

この補聴器の交付については、先ほどの答弁にありましたように、まずはですね、御自分の耳の状態、それから聴力の状態がどういう状況かというのをですね、確認をいただくのが一番だと思いますので、まずやっぱり医療機関に受診して、どういう形で耳の聞こえが悪くなっているのか、確認いただくのが一つの方法だと思いますし、手帳所持者じゃない方が補聴器の購入等を考えられているのであればですね、毎月1回、第4月曜日に、庁舎のほうで無料の補聴器相談会を実施していますので、そちらのほうには、身体障害者手帳を持っている方とかの補聴器交付を受けた方の、補装具で給付される専門の業者の方が来られますので、そこですら、簡易的な測定器とかを使って、耳の聴力レベルとかの検査も行えるようになっていますので、まずはそちらのほうで御相談いただくのがいいのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

10番（中山 恵）

では、町ですね、健康診査で聴覚検査を実施することは考えておりませんとの答弁ですが、

耳の聞こえが悪くなってきているだけで、医療機関を受診する方は少ないと思います。

そしてまた、費用の面も気になると思いますので、医療機関ではどのような検査が行われているかなどは把握されておりますでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

植田課長。

**健康課長（植田英次郎）**

中山議員の御質問にお答えします。

医療機関での検査についてなんですけども、今回の健康診断の聴力検査導入ということで、医療機関のほうに確認をしたところ、まず、受診のタイミングなんですけども、周囲の方や家族の方から、「耳の聞こえがちょっと悪くなったんじゃないか」と言われたときとかですね、自分でも聴力に衰えを感じてきたときですね。そのタイミングで受診をしてくださいということでした。

それと、医療機関ではですね、病院で問診票を書いて、それから聴覚検査を行い、先生の耳の診断を行い、診断結果を基に医師のほうで総合的に判断して、必要があれば治療を行って、聴力の改善につなげていきます、ということです。

なので、専門機関でしっかり診てもらって、正確なアドバイス等を受けることが重要だろうと思います。

それと、費用面につきましては、一般的な聴力検査で3,500円。自己負担が3割の人であれば1,050円の負担になります。そのほかにも、初診料とか、薬があれば薬料とか、別途お金がかかってくるということでした。

お金がかかることでもありますし、先ほど福祉課長がですね、毎月、補聴器の相談会を行っているということなので、そちらも利用すればいいのではないのでしょうか、ということです。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、中山議員。

**10 番（中山 恵）**

加齢による聴力の低下は、認知症の発症の要因とも今言われておりますし、話し声が聞こえにくくなったり、また、コミュニケーションが取りづらくなるということで、鬱や閉じこもりによるフレイルにつながるとも言われております。

このことを踏まえてですね、予防するために、行政のほうでは、何かできることはないでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

植田課長。

### 健康課長（植田英次郎）

中山議員の御質問にお答えいたします。

町でどのようなことを予防できるかということですが、耳の聞こえの衰えについては、動脈硬化を予防して、血液の流れを良くすることが、予防になり、良好に保つことができるということを言われてますので、特定健診のときとか、保健指導のとき、また、地域の健康教育の際にですね、動脈硬化予防のためのバランスのとれた食事とか、運動とか、休息の方法とか、生活習慣のアドバイスについてですね、行っていきたいと思っております。

それと、耳の聞こえに関してはですね、家族や周りの人の声のかけ方を少し配慮するだけで、聞こえづらい人には言葉がちょっと理解しやすくなるようですので、その辺の、周囲の人の配慮のポイントとかもですね、併せて周知していけたらなと考えているところです。

以上です。

### 議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

### 10 番（中山 恵）

町長の公約でもありますように、明るいまちづくりとは、LEDのまちづくりばかりではないと思います。

高齢者の皆様方にとってですね、笑顔で、また、地域の行事に参加したり、買物や図書館に行くなど、毎日を明るく、そして楽しく過ごせることが、明るいまちづくりではないでしょうか。

また、難聴の認定基準に当てはまらなくても、医師からの診断によっては、補助の対象とするべきではないでしょうか。私はそのことを強く要望いたします。

私からは以上です。

### 議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

### 8 番（岡田選子）

すいません、今の難聴の問題なんですけれども、世界的にもですね、WHO、世界保健機関が出しておりますけれども、高齢者の生活のね、生活の質を阻害する順番の7位にですね、難聴、耳鳴り、これが入ってるんですよ。

それと、世界中でもう今、高齢化が進んでるし、日本でも昨日、町長自らも答弁されましたけども、本当に水巻町も高齢化が進んでいます。そういう中でね、耳の聞こえが、全ての認知症、鬱、そして、新たなまた病気を併発するということにつながっているわけですから、ここに今、手当てをすることがね、どれだけ水巻町の医療費を今後削減したり、元気な高齢者をつくっていったりすることに貢献するかっていうことをね、もう少し担当者の皆さんが――。た

だ、身体障害者、手当だから、そこを受けてくださいじゃなくって。どれだけ多くの人が今、そういうことで不安を持ちながらね。

本人なかなか気がつかないんですよ。人に言ってもらわないと。難聴というのは。本人は聞こえてるつもりなんですから。相当悪くならないと、行かないんですよ。病院とか。

だからですね、そこを手当てをする。そのために、補聴器の検査もきちっとしていただいて、健康診断がね、町で集団検診は無理ということなんです。皆さんに耳鼻科に行って検診を受けていただくようにちゃんと補助するとかですね。

それと、補聴器の補助は全国的にも広がっています。本当にこのことがね、認知症、全ての予防の大前提になると、私は、今後の高齢化社会の中でね、思いますので、ぜひ取り組んでいただきたい。

町長、どうでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、町長。

**町 長（美浦喜明）**

全体的にはそういうことになるとは思いますけども、よくある、総論賛成の各論になると、いろいろ障害がありますので、今後検討していきたいとします。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、井手議員。

**9 番（井手幸子）**

私は、学校給食費の無償化について、再質問を行います。

まず初めに一つですね、学校給食法第 11 条、ね。食材は保護者が負担をするということを、我が党、何回かこの質問をいたしましたけど、そのたびに、これを根拠にされますけどね、もうこの議論は、国会的にも破綻をしています。

もうこれは、国のほうもですね、本当、歴史をひも解けば、戦後から、当時の教育長、町長のほうから、政府自身も無償にしたいという理想を持っているという答弁もありますし、また 2018 年には、これ国会ですね、「現在も変わらない、無償にしたいっていう気持ちは変わらない」、これは文部科学省が言われております。

そして最近では、2022 年に岸田首相が、これは各自治体が無償にすることを妨げるものではないと。それは自治体において判断をすべきものだというふうに答弁をしております。

ですから、もう、毎回これを理由に挙げられてますけれど、現在ですね、学校給食法 11 条についての解釈は、どういうふうな解釈を持たれてますか。



議長（白石雄二）

はい、佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えをいたします。

学校給食法第 11 条でですね、現法律ではですね、食材費等については、保護者の負担ということで規定はされております。

それに対する、国の以前の見解としてはですね、「それについて給食費を自治体が負担することを妨げるものではない」というふうな回答があっているかと思えます。

ただ、現在の法律においてはですね、原則として保護者負担であるということには変わりないというふうになっているかと思えます。

それで、この辺については、今、自治体でですね、給食費に関する負担というのが、大きな差異が生じているところがございます。そこに関して、今、国のほうで議論がされてあるかと思えますけれども、教育に関するところで、そういった負担、義務教育においてですね、大きな差があるというところに対して、国のほうも課題として認識をされてあるんじゃないかなというふうに考えておまして、そこに対する議論が、今、行われていると思えますので、今、当町としましてはですね、そこら辺の国の動向というのを注視しているというような現状でございます。

以上です。

議長（白石雄二）

はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

今の答弁についてね、「各自治体が給食費を無償にすることは妨げるものではない」と、今、課長言われましたけど、その後にやっぱり「法にのっとって」って言われてるんで、すごい大きな矛盾を感じるわけですけど。

もちろんこれ、憲法においても、「義務教育は無償である」、憲法 26 条ですね。これにのっとってですね、今言いましたように国も無償にしたいと。

そして、食育ですよ。これ何年でしたかね、食育基本法が制定をされて。食育基本法は、平成 17 年、2005 年に制定されました。これで一番大事なところ、戦後の食べるものがない時代に、学校給食を始めた。これは、その時代に食べるものがなくて、子供たちに、やっぱり、食事を供与するっていう意味から始まったわけですけど、その後、この食育基本法に示されている、私が大事だと思うことは、「子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何より食が重要です」と。で、これは生きる上での基本である。ただ栄養とか体をつくるためにするのではなくて、やっぱり食育、給食っていうのが、かなりその子の成長に大事、生きる上でも大事であるというふうに、ここにうたってあります。

それで、この今ね、コロナ禍でね、本当に若いお父さんお母さんたちも、非正規雇用が広が

っておりますんで、これ、国の問題ですけど、収入が減ってる中で、本当に給食費の負担、中学校で6万円、小学校で年間5万円という数字も出ておりましたけど、これを自治体が、町民に対して責任ある自治体が、無償にするっていうことはとても大事なことだと思います。これは人権の問題だと思います。

子供たちは、教育が保障されている。でも子供たち自身でそれを実行することはできない。それは、周りの大人たち全ての責任において保障してあげるっていうのがね、本来の姿ではないかと思うんですよ。

だから、今、経費、国の動きも今いろいろ動いてますけれど、岸田首相の異次元の少子化対策っていうのもいろいろ今、混乱して、財源をどうするかちゅう話に、国会では現在なっていると思いますが。

子供たちの成長を助ける環境をつくってあげるっていうのは、子供にとっての人権を保障することであると思うんで、もう率先してね、もう水巻町がこれ、「学校給食費無料ですよ」って言ったらね、本当に、「わあ、水巻ってすごいね」っていうふうに評価が上がるっていういいですかね。現在、今、子育て世帯の人口が多くなってるっていうのは承知はしておりますけど、それ以上にね、上がるのではないかと思います。

財政については、僅か、町の年間予算の0.7%、0.6%、僅かです。

だから、そこを子供たちの給食費の無償化に充てる。それはもう町長のお気持ち次第だと思いますが、重ねて町長に答弁をお願いします。

## 議 長（白石雄二）

はい、町長。

## 町 長（美浦喜明）

まず初めに、3月ですかね、岡田議員がこの無償化の話をされたときに、岡田議員は理解していただいたと思うんですけど、私の考え方は、これは国策、ですね。国策だと思っております。

一自治体が云々の前にですね、まずは、国が、北は北海道から沖縄まで、子供たちにですね、平等に、給食においては、やるべきだと。富める自治体だけができて、体力のない自治体が給食の無料化をできないということは、これはおかしい問題じゃないかと思います。

まず、そういうことで前回は答弁いたしましたけど、今ここで私も資料を持ってきておりますが、今ですね、自民党も公明党も立憲民主党も、日本維新の会、ですね。もう全ての政党がこの無償化を言っているわけですよ。だから私は、やはり国策だなど。ですね。

そして私のほうも、自民党の国会議員の先生、あるいは公明党の国会の先生等にですね、やっぱり今度はこども家庭庁ができたんだから、ぜひですね、国でまずその方針を出してほしいと。

私の考え方はですね、やっぱり国が全部持つということじゃなくて、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ですよ。

そうすると、うちの負担が2000万円。これならですね、持続可能な、財政的なものがある。それから、先ほど、7000万円を、「僅か0.7%」って言われましたけど、7000万円というのは

大きなお金ですよ。

私たちも、予算を組むときにですね、切り詰めて、そして、半年かけて令和5年度の予算を組みました。でも共産党の皆さんは否決されてますよね。予算を否決して、これは、「たった、7000万円じゃないか」と。これはおかしい話じゃないですか。

だから私としては、この給食問題は、別に、しないとかせんとか、やる気あるとかないとかじゃないと。

先日、岡田議員が、「医療の無料化は18歳までした。町長のやる気があればできたやないか」と、そういうことを言われましたけど、私は、政策会議にかけて、そして中学までがある程度、その裏づけとしてですね、補填があるということやったから、この際18歳までですね、前倒ししていこうやないかと。

だから、私が勝手にワンマンでやりようわけではありません。一つ一つ、政策会議にのせて、そしてこれを議論してですね、そして町の施策として決定してですね、導入しています。

だから、この給食費の無償化についてもですね、私としても当然したい。しかし、平成26年に私が就任してから、値上げのときに200円ですね。この裏づけはですよ、防衛施設周辺整備の交付金を使えることになったと。ですね。

そして、今回もまた200円値上げする。これもですね、財源の裏づけがあって――。

だから国だって言いようやないですか。財源の裏づけがないですと、一時的にはできるかも分かりません。

だから、この給食問題について、今度は国からの補助金で、みやこ町ですか。それから築上町。ああいうところが、1年間だけ、この令和5年度だけ給食を無料化にしますという話を新聞等で見ております。

しかしですね、1年ではね、駄目なんです。やっぱり無償化を導入するっちゃうことは、毎年ですね、継続が必要なんです。

だから私のほうも今、やはり、持続可能な給食のことを考えると、やはり毎年、それだけの財政的負担がかかります。そしたら、医療もかかってきます。その他いろんなこともかかってきます。

だから、私のほうとしては、確かに110億の予算を組んでもね、「たかが7000万円やないか」と言われますけど、全体を見て、町民の安心安全なまちづくりと、そして住民サービス、それを心がけてですね、日々、必要ならば政策会議にかけて、そして議員の皆様方に判断をしていただきながら行政をやっていると。

こういう状況の中で、この学校給食無償化について、私は「やらない」とか言っているわけではありません。

ただ、この、今、国政で今、議論していますから、私は期待しているところでもありますし、ぜひまた今後もですね、国会の先生に、政党を問わずにですね、ぜひ、やはり国が、まず国策として示していただいて、そしてその一部、4分の1を町が負担をするというような持続可能な施策をですね、ぜひ実現をしてほしいということで、国会議員にも要望したりし、すぐにでも――。

まあ、井手議員は、「やる気があったらすりゃあいいやないか」ということでありますけど、

やはり私たちは責任がありますので、言った以上はやっていかなきゃいけません。ですね。

選挙のために公約はできません。しかし、必要なのは、私も公約に上げてやっていきたいと思っていますので。

ぜひこの件においてはですね、もう少し、今、ちょうどこの無料化についてですね、国がやってるんですから、もう少しそれを見ながらですね、私のほうとしても、何回も言いますように、持続可能な給食費の無料化にやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

学校給食につきましては、町長はやりたいと、やりたいけど財源がないと、そういうことですよね。

でも、まあいろいろ、水巻駅の南口をきれいにしたり、今度、東水巻駅のほうに手をつけようとしたり、いろいろそういう公共事業については、財源があるのかどうかということ、また検証させていただかないといけないということになりますね。

そちらの予算があるのに、どうして教育費に使うお金はないんですか。そこがちょっと私たちとしては疑問です。

いや、私、質問中ですから。

ですから、それはまた財政のほうとも私は議論を今後していきたいと思います。

やる気になればできます。そして、それは学校給食は食育基本法にもですね、給食は、先ほど井手議員も言われましたけども、単なる栄養補給ではなくて、教育の重要な一環であると。どれほど給食が子供たちにとって大事なものか、それは学校教育課も十分分かっているかと思っています。

そうしたら、やっぱり無償にするべきなんですよ。

そこにやっぱり学校教育課がもう少し、町長にレクチャーしていただいて、そして、「無償化にしてください」ということをしっかり言ってください。でないと、町長が、「財源がない財源がない」で終わってしまいます。

しっかり、学校給食は無償化であるべきものなんです。ですから、町が率先してやって、十分、それをやるのが、どれだけ町にとって、町の子供たちにとっても、豊かにするか。そこをね、やっぱり先の未来も考えてですね、していただきたいと思います。

答弁要りません。私、時間がないので次行きます。

生活道路の整備について。

北村課長のほうから、3月議会の答弁で、今後は利用しやすい、高齢者が利用しやすい、自転車が利用しやすい道路となるように計画することを重視していきたい。このように答弁いただきました。そして、本当に期待しています。

また、そのときに、整備計画が立てられていないということの答弁にちょっと驚いたわけで

すけれども、町のホームページを見ましたら、社会資本整備総合交付金の対象事業として、柳土手・西平線 130 メートルに、令和 5 年から令和 8 年の 4 年間で、工事費 8000 万円。給食費よりも高いですね。

頃末・二線 750 メートルに、同じく 4 年間で 1 億円の道路拡幅工事が計画されております。

今回この整備計画を立てたのが、立てていないと言われてましたけども、立てたのがこの 2 路線なのか。そして、昨日光進会の答弁で、頃末・二線は 1,870 メートルだと。中間市まで。という答弁をされましたが、残りの 1,120 メートル、これはね、5 年後からかかるということですか。何年に完了する計画となっていますか。答弁をお願いします。

## 議 長（白石雄二）

北村課長。

## 建設課長（北村賢也）

岡田議員の御質問にお答えいたします。

歩道の整備につきまして、まず計画がないということで答弁したかと思うんですけれども、その歩道の計画といいますのが、全町的な計画という意味でありまして、単路線につきまして、先ほど御質問にありました頃末・二線、水巻駅の南側の唐ノ熊橋から中間市境界境までの道路と、あとは柳土手・西平線と申しまして、ちょうどいきいきほ一るの前の道路ですね。駅の付近からいきいきほ一るの前を通過して県道のほうに抜けていく、鯉口団地のほうまでの道路のことなんですけれども、一応この 2 路線をですね、継続として考えております。

まず、頃末・二線のほうなんですけれども、今現在、駅の踏切付近を拡幅いたしまして、橋のたもとまでですね、唐ノ熊橋のたもとまでが、一応改良済みとなっております。

橋を越えた先がですね、中間境までがまだ改良できておりませんので、引き続き今後改良するという事です。

議員が言われましたように、ホームページに載っている部分につきましてはですね、一応今現在、水巻みなみ保育所ですかね。曲側の放水路バイパスがある辺りから北側ですね。中間市のほうに向けて、まず第 1 弾として計画して、今年実施の設計に入る予定にしております。

この路線は、一部中学校の通学路になっているんですけれども、歩道がない箇所が結構多いということの要望も一番多くございますので、まずは水巻の南側のほうに手をつけまして、引き続き来年度以降ですね、今度は下二の交差点付近、今、申しましたように、水巻みなみ保育所から駅のほうに向かってのことも、国のほうに要望を上げていきたいというふうに思っております。

道路の完成時期なんですけれども、大体一つの事業としておおむね 5 年ということで考えておりますので、5 年の前にまず予備等の計画を行いまして、実際に国のほうに要望を上げる場合におきましては、約 5 年で計画しております。

ホームページに載せている金額につきましては、国のほうに要望した金額になりますので、満額国費が交付されるわけではございませんので、その交付金の状態を見ながら、たくさんつけばですね、早く終わるし、少なければ少し、六、七年延びる場合もございますけれども、お

おむね5年で計画しておる次第でございます。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

頃末・二線がね、歩道が狭いところもあり、伊左座小学校に向けてですね、歩道の狭いところを新1年生が歩いていくのもね、心配な部分もありますから、早く歩道の整備はしていただきたいなというふうには思います。その路線をね、工事することが悪いっていうわけじゃないんですけども。

私がこれまで道路整備について、何度か一般質問させていただいておりますね。その理由っていうのはですね、先の一般質問でも言いましたけれども、本当に、93歳まで元気で自宅で過ごしていた方が、やっぱり町道でこけてですよ、骨折してですよ、そして介護を受けるようになって、それが引き金になって、いろんな体調を崩して入院までしてしまったっていう事故があるわけですね。

そのときにね、その道路がどこかっていうと、もう言いましたと思いますけど、水北病院のところから、曲川にかかる橋のですね、こちら南中のほうから行きますとも、橋に上がるには、やっぱり道路が低くて橋が高いですよ。だから、あそこ急傾斜なんですよ。

それと、唐ノ熊橋から曲川沿いにずっと橋まで来る曲がり側沿いの道ですね、あそこはものすごい起伏ですよ。橋があるたびに。小宮教育長が住まれている頃末南のほうからこっちに渡る、何本か橋ありますよね。あそこのあの道も、もう本当に起伏が激しくて、皆さんから、この道何とかしてほしいっていう声は、届いてなかったんだろかって思うんですよ。

そして、あの急傾斜で、それであそこは橋がかかるところは交差点ですよ。交差点になってますよね。大きな道路とこう。だから、何ですか。交差点だから危ないんですよ、歩行者は。特に高齢者は。で、急傾斜でもう本当に、バランス崩したらもう、前につんのめるしかないんですよ、急傾斜だから。もう、あそこをね、本当に、どうして今まで手をつけないのかなっていうのが、私もはたとして疑問で。

先日、橋との段差だけは埋めていただきましたね。すぐに対応していただいたんですけど。やっぱりあれは段差の問題じゃなくて、傾斜の問題じゃないかなというふうに思いますので、あそこの道路はなぜ今まで放置されてきたのか。そして今後、手をつける計画がなぜ立たないのか。そこをちょっと教えていただけますか。

**議 長（白石雄二）**

北村課長。

**建設課長（北村賢也）**

岡田議員の再質問にお答えいたします。

曲側にかかる橋の段差についてなんですけれども、まず一つが水北病院の近くにございます上井地橋。この道路につきましてはですね、歩道が両方、北と南に2本ありまして、真ん中に車道と、3本の橋がかかっているわけなんですけれども、大体2年から3年に1回ですね、橋と道路の段差がどうしてもできますので、今、応急的に、アスファルト等で段差をなくすような処置をしております。

その処置はもう数十年ずっと繰り返して行ってきておりますので、今のような段差、要は橋が高くなって道路が低くなっているというような形になっております。

この段差を解消しようとするとはですね、周りにもう家とか、今言いました病院とか、いろんな建物がございまして、全てその辺りを上げる、もしくはその道路を上げることによって、家のほうが道路より低くなってしまいうようなことが起こりますので、なかなか現実的に対応が難しいということが現状でございます。

で、上井地橋、水北病院のところにある橋から、駅のほうに行く道路ですね、これも川の右岸左岸ともですね、かなり起伏が激しくなっております。橋をかけた当初はそうでもなかったというふうに聞いておりますけれども、やはり橋をかけてもう50年以上たっておりますので、この50年の間に、周りが地盤沈下といいます、いわゆる圧密沈下なんですけれども、地盤のほうが少しずつ下がって現在の段差ができています。

今までは対症療法的に段差ができた分をずっと、転んだり、通行が危なくないように、少しでもアスファルトで段差を、傾斜を緩くしてきたというのが、今までの現状でございます。

議員の御質問にあります、家がないところについてはですね、ちょっと今後どういうふうにできるかということでは検討してまいりたいと思いますけれども、特に曲側の、いわゆる右岸側ですね。水北病院とかある並びのほうは、もう川の近くにも家が張りついておりますので、なかなか対応は難しいというのが現状でございますので、少しでも通りやすくなるようにですね、傾斜が緩くなるように、アスファルト等の舗装で今後も対応していきたいということで考えております。

以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

右岸のほうはね、そうでもないんですよ。やっぱり1番急なのは渡った左岸のほうですよ。左岸のほうは、やはり渡ったらすぐ、駅のほうに行く、曲がるときも、車も結構急ですよ。急ですし、急斜面ですよ。

あれをね、杖をついた高齢者はね、生活道路ですから、あの傾斜を下りるんですよ。登ったりするんですよ。それで事故が起こってるのは、この方だけじゃないと思うんです、私。

だから、やはり道路のかさ上げを、家が沈むほど高く上げてくれとか言いませんから、もう少しなだらかな急斜面にして、少しでも歩きやすい――。

それで道路もね、ぎゅんと、車で運転してても傾くぐらいのね、傾斜は、もう少し緩やかな

舗装ができないのか。何で今までそれをしないのかっていうのがね。

大きな道路、大きな道路。メイン道路にばかり気が向いてたのかもしれませんが、やはりそういう本当、今の高齢社会の中でね、道路の造り方を本当、根本的に見直していただきたい。

高齢者の皆さん、本当、あの坂、スーパーとか何か、ドラッグストアとかもできてますんで、通られるんですよ。結構。だからぜひですね、早急に、早急に予算を、補正予算でも上げていただいて、対応をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それで、非課税世帯を少し上回る世帯への支援について、私が再質問させていただきます。

今回ですね、物価高騰対策として、町長が非課税世帯以外の課税対象世帯へも、我が党が求め続けてまいりました商品券ではない現金、この2万円の特別給付金を配布するということを決めていただきました。

大変このことについては評価をいたしますが、その財源の一部にですね、町の財政調整基金が1億円繰り入れられるということで、このことも、1億円入れても大丈夫だろうという判断の基に、政策会議で決められたということだと思っております。

私はこの財政調整基金、先ほどから学校給食の件でもそうですけれども、このほとんどはですね、この財政調整基金、今は町が管理をしておりますけれども、これは住民の税金を積み立てたものなんですから、今ですね、疲弊をしている住民の皆さんにそれを還元するということは、至極当然な、妥当なことだというふうに考えております。

そして、そこで貧困層、準貧困層についてですけれども、私は内閣府の報告書の数字から、今回分かりやすく、年収158万円までを貧困層、そして318万円に届かない層を準貧困層だとして、質問をいたしました。水巻町での実態ね。どうなっているのか、答弁を求めたいと思います。

## 議 長（白石雄二）

はい、吉田課長。

## 子育て支援課長（吉田 功）

御質問にお答えいたします。

町全体の貧困率っていうのは把握できておりませんが、児童手当受給世帯の所得のほうからですね、議員が言われました内閣府の報告書で示してある貧困層・準貧困層に該当する世帯数、割合を算出しましたところ、令和5年度の児童手当受給世帯1,788世帯から、未申告または転入等で所得が把握できない104世帯を除いた1,684世帯のうち、所得ですね、158万7700円以下の貧困層に該当する世帯が273世帯。割合で言いますと16.21%と、国よりは若干高い数値となっております。

また、所得317万5400円以下の準貧困層に該当する世帯は340世帯。割合で20.19%。こちらは国よりも低い水準となっております。

合わせますと613世帯、割合36.4%の世帯が、貧困層・準貧困層になるというふうになっております。



以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

そこで、世帯数、今お聞きいたしましたけど、子供の人数も分かりますよね。子供の人数も報告いただきたいと思います。

**議 長（白石雄二）**

はい、吉田課長。

**子育て支援課長（吉田 功）**

御質問にお答えいたします。

児童手当支給の対象となる子供の数、合計が 3,487 人となっております、そのうちですね貧困層に該当する世帯の子供の数は 511 人、準貧困層に該当する世帯の子供が 652 人となっております。

所得不明世帯の子供がいますので、それを除いた割合としましては、貧困層の世帯の子供が 15.6%、準貧困層の世帯の子供が 19.9%となっております、合わせましたら 1,163 人、35.5%というふうになっております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

今、皆さんお聞きいただいたようにですね、本町の貧困層の子供が 511 人、そして準貧困層の子供が 652 人、合計 1,163 人。子供の児童手当をもらってるところだけですけれどもね。子供の 35.5%がね、何かの支援を求めているっていう子供たちなんですよ。

非課税世帯の子供たちにはもう既にね、1 人 5 万円が 385 人の子供たちには既に給付されたというふうに聞いておりますが、3 者合わせたらですね、本町で 1,548 人。47.25%の子供たち。非課税も含めてですね。もう半数近くの子供たちには何かの支援が必要だと。こういう状況になってるわけです。

しかしね、今回、国からの支援は非課税の子供たちだけなんですよ。約 1 割の子供にしか支援が届いていない。

内閣府の報告書によりますとね、貧困、どのようにして生まれるのかと。そしてまた貧困のリスク、連鎖ですね。連鎖についても、いろいろ書いてあります。そこをちょっと読ませていただきますけれども、「子供への深刻な保護者の貧困の影響や、連鎖のリスクは、これまで支援

の主であった貧困層だけではなくて、それより少し、経済的困窮度が低い、準貧困層にもあられる」と。「そのため、準貧困層をターゲットにした支援が必要である。例えば、生活保護の基準は上回るけれども、地域の収入の中央値には達しない場合でも、制度のはざまとならないよう何らかの経済的な支援をすることが考えられる。子供の貧困は決して許さない。こうした強い信念を持って政策を策定していくことが、大人も子供も幸せで、本当に豊かな社会を実現するために、今求められている。」このように、総括文にもありました。

水巻町でですね、やはり今、「みんなで育てよう水巻の子ども」と、学校教育課もスローガンを掲げておりますけれども、内閣府の報告書にありますように、貧困層においてはですね、経済的にもね、個人の人的能力とかですね、健康状態とか、文化的、社会的な関係、全てね、やっぱり、そうでない層と比べて低いんですね。数値が。ですから、ここはね、社会が支援をしていかないと、この世帯は自らの力だけでは貧困脱出できないんですよ。

だから私は今回、お金をばらまくことがね、この貧困層をね、救うこととは考えておりませんが、今、目の前にね、これだけやっぱり、苦しい、頑張ってきているけれども、独り親世帯で、収入が少ない中で――。しかし、非課税世帯には5万円来るけれども、自分たちは支援が受けられないという、こういう世帯。その子供たちが1,163人いるということが分かったわけですから。

何かね、水巻町、今からでもですね、水巻の子供たちを、やっぱり貧困から救い、学力を高め、生きていく力をつけていくためにはね、やはりそこに何がしかの支援をするっていうことは、私は決して無駄遣いでもないし、財政調整基金を崩したとしても、それは決して無駄ではないし、必要なことだと私は考えますが、教育長と町長の答弁を求めたいと思います。

## 議 長（白石雄二）

教育長。

## 教育長（小宮順一）

今、水巻町の子供たちの貧困の状況というのを、数字で示されております。

実際、日々の子供たちの状況であるとか、それから家庭の状況というのは、私も感じているところがございます。

そういう経済的な保護者の状況が、子供たちの生活、あるいは教育に与える影響というのも、やはり少なからずあるだろうというふうには思います。

これまでも、水巻町においてはですね、そういう厳しい家庭については、様々な支援をしていただいているというふうに私は思っております。

今、御指摘のように、今、こういうような貧困の状況がですね、コロナ禍を通して拡大するというんですかね。そういう状況はあろうかと思えます。

先ほどの給食費の問題もそうですけれども、水巻町の状況だけではなくて、他の市町においてもですね、やはり少なからず同じような状況が見られているのではないかなというふうに思っています。

そういう意味でも、先ほども町長もおっしゃっていましたが、やっぱり国のですね、今

のこういう貧困に対する考え方とか、あるいは学校教育に対する考え方がですね、戦後 1945 年以降ですね、随分と社会のありようも変わってきておりますので、その辺りをですね、やっぱり総合的に、国のほうでも今、こども家庭庁が立ち上がったところでございますので、そういう全体的な視野でもって——。そういう時期に来ているような感じも、子供たちの状況なんか見てるとですね、感じるところでございます。

そういう機運をですね、先ほど町長もおっしゃってましたけれども、国のほうでもですね、こども家庭庁を中心に、あるいは文科省ですね。そういう辺りを、厚生労働省もそうでしょうけど、そういったところを中心にして、そういう議論の機運をですね、国全体で高めていくということも、大きな方向性としては必要じゃないかなというふうには思います。

以上でございます。

#### 議 長（白石雄二）

はい、町長。

#### 町 長（美浦喜明）

今、教育長が述べたとおりでありまして、確かにこの水巻の状態を見ると、今、岡田議員が言うように、もっともな御意見だと思うんですけど、それを全てにするとですね、もうこの水巻の体力が持ちませんよ。

だから、先ほど私が言ったのはですね、給食であれ、今度のこの件であれですね、ある程度ですね——。

今、何か、「ハード面で、よくそこはして」と言いますが、あれも国から、例えば水巻でも、50%国から補助金をもらってやってるわけですよ。

だから、私が言いたいのは、やっぱり町独自でするには限界があるから、国とか県とかの、やっぱそういうものをですね、補助金等やらでいただいてですね、そして進めていかないと。「財調があるから、そんくらい使っていいじゃないか」というようなね、短絡的な話じゃなくて、私が何回も言うのは、やっぱり町が持続可能ですよ、そして住民誰もがですね、子供だけじゃない、高齢者の方にもいろんな形でやっていかないといけないわけですよ。

だから、そういう施策においてはですね、ある程度はやっぱ、先ほど教育長が言いましたように、こども家庭庁で議論していただき、こういう貧困の層のところには、こういう形で、国と県と町でやっていこうじゃないかと。そういう流れをですね、やっぱりつくっていくべきだと思ってますし、しないということではありません。

ただ、やはりそういう、財政的な裏づけもなければですね、ただただ、それは口で言うのは簡単でしょうけど、実際に執行していく側にとってはですね、健全に行財政運営をしていかなければいけないという責務の中ではですね、今後検討はしていかなければいけないと思っております。

しかし、私のほうとしても、慎重にですね——。

決して、その意見が「いや、違うんだよ」と、いうことは言いません。

以上です。

議長（白石雄二）

岡田議員。

8番（岡田選子）

結局、だから、お金の問題なんですよね。

だから、町長もやりたい。私もしてほしい。けれど、お金をどうするんだと。町が体力ないから、国が出してくれるのを待っていますということなんですよ。

でも全国的には、やっぱり財政的な体力もありましようが、やはり自分の町にここは必要だと。特に子供の教育ですよ。教育にお金を1番にかける。このことがね、町にとってはね、将来的にはね――。

[ 質問時間終了 ]

絶対にいいことだと私は思いますので、ぜひ実現していただきますようお願いいたします。終わります。

議長（白石雄二）

以上で1番、日本共産党の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。

午前 11 時 30 分 休憩

午後 00 時 59 分 再開

議長（白石雄二）

再開いたします。2番、古賀議員。

11番（古賀信行）

第1点目、税金を無駄なく使うことと道路について。

私は50年間、水巻町の行政を見てきました。伊藤、田中、矢野、近藤、美浦町長と、5人の町長の行政を監視してきました。5人の町長の中で、特別に良い町長はおられませんでしたが、伊藤町長が少しは良かったかと思います。

田中町長時代、歩道の約1.5メートルを造るのに、田んぼ1枚を買ってみたり（古賀地区）、必要以上の幅の広い歩道を造ったり（水巻中学校から古賀公民館にかけての左側の歩道）、町有地の歩道の工事で、ある町会議員の家の前の出入口を石畳にしていたり（田中町長時代）、歩道に必要なのないと思われる箇所にポールを何本も立てたり。

当時、古賀は、建設課の職員に「ポールの単価は幾らか」と尋ねたら、その職員は、「後の工事に差し支えるから」と言って答えませんでした（この職員が役場を退職するときは課長で退職）。また、この職員は、水巻駅南側にあった元田中眼科の駐車場にかかる縁石を放置して

いたので、取り外してほしいと言ったら、運転が下手だからといって縁石を取り外しませんでした。彼は他に配転になり、後任の職員が取り外してくれました。

田中、矢野、近藤、美浦町長になっても、町民から見れば、不必要と思われるポールの設置工事はやめられません。

私の会社時代の友人が遠賀町に居住しています。彼は自転車で水巻に月に数回来ます。彼は、「水巻は必要じゃないと思われる箇所に、何でポールが多いのか」と、私に言います。彼は日本を代表する大手の会社の土木技師の仕事をしていたので、厳しい目で見ています。

一番ひどいのは、伊左座一丁目と二丁目の間の道路の交差点（ラーメン屋の角）で、2人の死亡事故がありました。2人目亡くなられた人は、トラックとポールに乗用車が挟まれ、死亡されたようです。ポールがなかったら、死ななくてよかったと思います。ポールを取り外すべきだと思います。

多くの車が、ポールに接触し、車を傷つけています。信号を設置すべきです。

伊左座五丁目6番に設置されているポールは、通行の邪魔になっているので、直ちに取り外すべきです。

二西四丁目2番前の道路下は、幅約50センチメートルの水路、高さ約180センチメートルあるのにガードレールもなく、落ちたら危険です。こういうところにはガードレールを設置すべきです。

同じ二西四丁目2番の前の歩道に、ガードレールとポール22本が設置されています。これこそ必要ないと思います。

頃末南三丁目12番の家の駐車場の出入口の邪魔になる縁石があるから、住人が「縁石を取り外してほしい」と役場に言ったら、「自分のお金で取り除いてください」と担当の職員は言ったそうです。道路や歩道を造るとき、その前に調査設計に多大なお金を使っているから、住民の邪魔になる工事は許せません。直ちに取り除くべきです。

駅前開発で、元田中眼科と古賀の家の上に設置された鉄の塀が、歩道部分にはみ出していたので、後ではみ出した部分を撤去。（土木の職員の監督不注意であるため、無駄な税金が使われた。）

一番ひどいのは、頃末南三丁目の県営住宅のすぐそばの橋のたもとに外灯を設置するために、穴掘り機械で、直径約60センチメートル以上の農業用送水管に穴を空けたこと。

穴を空けているとは知らないで、田植前の送水テストで水漏れした。（水漏れを古賀の友人が役場に連絡し、送水をやめさせた。）農業用送水管は産業環境課長の担当なのに、当時建設課長が、「送水テスト時、見張りを立てていた」と、うそをついた。

結局、外灯の鉄柱は建てず、近くの電柱に外灯を取り付けた。最初からそうすれば、多額の税金を使わなくてよかった。

道路標識「止まれ」があるところは、道路にも「止まれ」の文字を書いてほしい。

町長の考えを聞かせてください。

第2点目、騒音対策について。

2022年4月、頃末南三丁目の「いちょうの湯」が営業を開始しました。それに伴い、近隣住民の方から、深夜10時過ぎまでうるさい音が聞こえて、安心して眠ることができないと相談が

ありました。この方は、いちょうの湯が建設される前にも、自分の家から離して建設するように、役場が業者に指導するように言っていたが、それもかなわず、家のすぐそばまで温泉施設ができてしまったそうです。

福岡空港でも、夜の 10 時過ぎの飛行機の離発着は禁止しています。高速道路でも、市街地を通っている道路は道路の両側に高い塀をして、騒音が漏れるのを防いでいます。川口建設に対策を取らせるべきです。町長の考えを聞かせてください。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

町長、答弁。

## 町 長（美浦喜明）

はじめに、税金を無駄なく使うことと道路について、の御質問にお答えします。

道路に設置されている必要でないと思われるポールは取り外すべきです、とのお尋ねですが、道路に設置しているポール等、道路付属物につきましては様々な種類や役割があります。

最も一般的な付属物は、車両の車道外への飛び出しを防止するガードレール、歩行者の車道乱横断を防止するガードパイプ、車両の歩道への進入を防止するバリカー、車両を誘導するポストコーンなどがあります。これらの付属物を設置する場合は、道路管理者が危険を排除するために必要と判断した場合や、交通管理者である警察からの要請、各区などからの要望により、関係機関と協議を行い、必要であると判断した場合など様々です。

御質問にあります、伊左座一丁目と二丁目の間の交差点に設置していますバリカーにつきましては、車両が歩道へ突入しないよう、歩行者を守るために設置しています。

伊左座五丁目 6 番に設置しているポールは、側溝蓋の上を車両が通行し騒音が発生するので対応してほしい、との伊左座区の要望を受け設置しています。

二西四丁目 2 番の歩道に設置されているバリカーは、歩道への車両の進入防止を目的として設置しています。

頃末南三丁目 12 番の縁石を取り除くべきとのことですが、既に家屋が建っている場所に歩道を整備する場合は、車両などの乗り入れ口設置について、住民の方と十分な協議を行い、切り下げ箇所を決定しています。また、既に歩道が整備されている箇所に後から新築やリフォームなどにより歩道の切り下げが必要となった場合は、起因者がその費用を負担することとなります。今回の御質問にあります箇所は、先に歩道が整備されており、その後、新築に伴い車庫を設置されていますので、起因者の負担となることを説明しております。

また、「止まれ」の文字を書いてほしいとのことですが、道路交通法第 43 条により、車両は一時停止の標識がある交差点では、その交差点の停止線の直前で一時停止しなければならないと定められており、その規制標識は交通管理者である警察が設置や管理を行っています。「止まれ」の文字につきましても規制標識の一部とみなされますので、設置する場合は警察との協議が必要となります。

このように、道路付属物を設置する場合は、各区や地域の方々、警察などと協議を行い設置

しており、今後も道路付属物を設置する場合は、その必要性を十分検討し整備を進めてまいります。

最後に、騒音対策について、の御質問にお答えします。

「いちょうの湯」の騒音に対する近隣住民の相談に対し、町が川口建設に対策を取らせるべきではないか、とのお尋ねですが、この件に関しましては、これまで何度か、近隣住民の方から町へ相談があったとの報告を受けています。

「いちょうの湯」は、民間事業者が経営している施設であるため、町が直接、改善工事などを行うことができませんので、町としましては、相談があるたびに直ちに事業者へその相談内容を伝えております。町の連絡を受けた事業者は、その都度、対応を行っているようであり、一部は改善されているものと承知しています。

私は、開業以来、町内外から多くの利用客が訪れている、この人気の高い温浴施設を、町民をはじめ利用客の皆様が気持ちよく利用していただき、水巻町の魅力を少しでも感じていただきたいと思っています。

そのために、できるだけ近隣住民とのトラブルが生じないように、今後につきましても、同様の対応を取らせていただく考えです。

#### 議 長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。はい、古賀議員。

#### 11 番（古賀信行）

「連絡を受けた事業者はその都度対応を行っているようであり、一部は改善されているものと承知しています」と、町長が答弁されました。

この場所は、建設される前の段階から、もう少し自分の家から、温泉施設を離して建設していただくようにと、何度も要請したが、全く聞いてもらえなかったということです。

それは、いちょうの湯は後でできたんだから、後できた人がですね、全てそういう配慮をすべきだったと私は思います。

「一部は改善されているものと承知してます」と今、町長は答弁されましたけど、改善されないから、こういう問題が発生しているわけです。

さっき、私、質問で述べましたように、福岡空港でも夜 10 時過ぎたら離発着は騒音のために禁止しています。

で、そういう点、やっぱり防音壁ですね、防音の壁を造るように指導されたらどうかと思いますけど、担当課長の答弁をお願いいたします。

#### 議 長（白石雄二）

大黒課長。

#### 産業環境課長（大黒秀一）

ただいまの古賀議員の御質問にお答えいたします。

まずですね、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、これは町の施設であればですね、直ちに改善するということが可能かなと思うんですけども、民間の施設でありますので、町としましては、繰り返しになりますけれども、業者のほうにですね、何か改善策をしてくれないかということをごをですね、お願いに参っております。

その中で、一部改善と申し上げたところはですね、聞くところによりますと、防音のための塀を一部建てておりまして、騒音を幾らか解消しているというふうに聞き及んでおります。

現在もですね、まだ全てが解決されていないというのは古賀議員がおっしゃるとおりなんですけれども、業者さんと近隣の住民の間で話し合いが行われておると思っております。

例えば、業者さんのほうから相談者のほうへ、二重サッシとかですね、そういった部分をつけてあげますよとか、そういったようなことを提案されたり、というふうなことは聞き及んでます。

壁を設置するかどうかというのは今ですね、どこまで業者さんと相談者の方がお話しされているかっていうことは、詳しくは私のほうの耳に入っておりませんが、そこも含めて、今、検討策を考えている途中だというふうに認識しております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、古賀議員。

**11 番（古賀信行）**

まず第1点目は、営業時間が、何時まで営業しているか、あなた知ってますか。

**議 長（白石雄二）**

はい、大黒課長。

**産業環境課長（大黒秀一）**

12時までというふうに聞いております。

**議 長（白石雄二）**

はい、古賀議員。

**11 番（古賀信行）**

度々町長もあなたも、これ町の施設ではなく、民間事業者が経営している施設だから、予測できないと言われましたけど、町は行政としては、水巻町だけじゃなくて、住民が安心して暮らせる環境を求めていくのが行政の仕事です。

だから、沖縄のジェット機の騒音問題、それから東京の市街地の騒音問題。訴訟問題になって、やっと解決したんです。

この方もお金を持っておられれば、訴訟されるかも分かりませんが、訴訟は多大なお金と



労力が要ります。私自身、2件行政訴訟を起こしましたから。

だからですね、そういう住民が安心して安全で暮らせるように、行政指導するのが町の仕事だと思いますけど、その点どう思われますか。

**議 長（白石雄二）**

はい、町長。

**町 長（美浦喜明）**

それではお答えします。

まず1点目の建築においてはですね、法的に、私のほうも顧問弁護士等々——。当事者の方がどなたかは、今、古賀議員が言われてる方がどなたか知りませんが、私のほうにも、書類で、今言われたような施設を離してほしいとか、そういう要望をされております。

それで、まず建築法。それから、顧問弁護士等々に尋ねましたら、法的にはクリアをしてると。まず1点目ですね。

だから、離してほしいとかいうのは、それはもう、その方の要望でしょうけど、基本的にはやっぱりまずは法律でクリアしとかなないといけませんので。法律ではクリアしてると。

それと、騒音に対して、私のほうも話を聞きましたので、先方の事業者、川口興産のほうに、住民の方からクレームがあるから、対応してほしいということは再三申し入れております。

それで、随分、去年からの話ですから、対応してきたという中で、もう少し要望者のほうが、まだまだ不十分だというような今、状況だと聞いております。

それにおいて、今、建設課のほうに再三来られているようでありますので、その都度ですね、川口興産のほうに責任を持ってですね。やはり町が町有地を貸しているものですから。施設管理は川口興産ということでやっておりますので。私のほうとしても、当然、川口興産のほうに、100%解消できるかどうかはちょっと分かりませんが、クレームの方に十分対応してほしいということは、再三申ししております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、古賀議員。

**11 番（古賀信行）**

福岡空港の問題も再三言いますが、もう10時過ぎには離発着を禁止しているから、いちよりの湯もせめて10時までにしてですね、そういう家の隣の浴槽だけぐらいはですね、10時までに営業を停止してもらって。そうしないと、騒がしくて寝られられないと言われたんですよ。

だからですね、そういうところを指導してほしいと思います。

これはこの問題で終わらまして、それから次、道路にいきます。

私は水巻全町内をバイクで道路を点検してまいりました。

そして、古くからの僕の友人である、北九州市の1級建築士が何人かいます。水巻に。彼も

いっぱい見て回って、私に文書で、こことここを直してほしいというのを出しています。

これは私自身が見て回ったことですが、二西四丁目2番のですね、これは中間から駅のほうに向かってくる道路で、二つ目、公民館の次の道路のですね。あれを左に入ったら、非常に危険な道路です。なぜかといえば、この道路はですね、道路下に幅約50センチメートルの水路があります。高さがなんと、私の背丈ぐらいあるんですよ。そしてそこにガードレールも何もありません。水巻町で一番危険な道路だと思います。

そして、この前の家の方には小さい子供はいませんが、もし小さい子供が落ちたらですね、大けがが、死亡すると思います。下はコンクリですから。

だから、その場所は知っていますか、課長。

**議 長（白石雄二）**

はい、北村課長。

**建設課長（北村賢也）**

古賀議員の御質問にお答えいたします。

御質問にあります、二西四丁目2番のところの水路の上に、恐らくかかっている橋じゃないかなと思います。

[ 「橋じゃないです。道路です。道路の下に側溝があるんですよ。」と発言する者あり。 ]

はい。

[ 「そやけんですね、高さが私の背丈よりも高いから、何もガードレールがないから、落ちたらですね、危ないから。その場所まだ知らないんでしょ。そういうことです。見に行ってください。」と発言する者あり。 ]

**議 長（白石雄二）**

はい、町長。

**町 長（美浦喜明）**

今、古賀議員が言われる二地区ですね。二地区は区長さんのほうからですね、数多く私のほうに要望があっております。

だからその住民の方もですね、やはり、二区の組長さん、あるいは区長さんに言っていてですね、早急に町のほうに要望を出していただきたいと思います。

私たちは危ないところはですね――。

特に、広さからいえば、二と猪熊。一番要望が多いです。「ポールをしてくれ」、「カーブミラーをしてくれ」、「LEDの照明をつけてくれ」等々ですね。

そういう中で、危険箇所は、私のほうとしても、各区の区長さんにですね、この間も区長会

ありましたが、うちとしてはスピード感を持って対応すると、区長さんにも言っておりますので。古賀議員が今言われているところを、住民の方に、組長さん、あるいは区長さんのほうに早急にですね、町のほうに要望を上げていただきたい。

そしてですね、私のほうが、それでしなければ、「何やってんだ」という話になりますけど、「知っとるか知らないか」という、今のこの場でそういう議論をするよりも、古賀議員がそう言われるなら、住民の方が、二区の区長さんのほうに早急に言っていただいて、私のほうは対応させていただきたいと思っておりますので。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、古賀議員。

**11 番（古賀信行）**

今、町長は、区長から要望を出してほしいと言われましたけど、その前の家の方は非常におとなしい方で、そういうことを言いきるような人じゃないんです。はっきり言うて。

だから区長は、やっぱり区長としての役目として、やっぱりですね、その区の全体の道路や生活面、いろんな面を点検して回って、見て回るのが区長の仕事だと思います。それをですね、これを長いこと、もう 20 年以上もほったらかしてるから、区長の怠慢だと思うんですよ。

そういうところをですね、役場のほうで担当課も見て回って、やっぱりここはせにやいかんちですね、区長の要請がなくてもやるのが行政の仕事と思うんです。

私は必要以上のことをしなさいと言ってるわけやないんです。最低限ここは危ないからってということで、今日質問したわけです。

**議 長（白石雄二）**

はい、町長。

**町 長（美浦喜明）**

古賀議員ですね、今、区長の怠慢って――。

区長さんは随分ですね、今の区長さんは 2 回目の区長さんで、二の隅々まで回って、要望されております。

だから、今のはちょっと言い過ぎじゃないですかね。ほったらかして云々ちゅうのは。

それは確かに、行政も回っておりますが、確かに気づかないときもあります。でも、その点においてですね、特に行政のほうは控えますけど、区長さんの怠慢というのは、私は今の二の区長さん、随分と要望されて、随分回っておられます。そして 2 回目です。

だから、今の古賀議員の発言はですね、納得いきませんね。

以上です。

議長（白石雄二）

はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

隅から隅まで見て回っておればですね、こういう危険な箇所を見過ごすことはないと思います。私は、この箇所が水巻町で一番危険な箇所だから言っているわけです。それをですね、感じないとは、おかしいと思います。

それから、道路問題ですけど、私はこれ何回かも、この議会で取り上げましたけど、伊左座一丁目と二丁目の間のポールですね。ラーメン屋さんの角。あそこで2件の死亡事故が発生しています。これ、死亡事故だけじゃないんです。

私、写真もたくさん撮っていますが、あのポールがあるばかりに、いっぱい車が事故を起こしてるんです。だから、ポールがなかったら、ちょっとハンドルを切れば、衝突してくる車が避けられたと思います。

ですけどですね、役場は、行政は、「歩行者を守る」っち言われますけど、あの四隅のポールはですね、役場が言うように、あまり歩行者の体を守る役目をしてないと思うんです。そういう点でですね、もう一度、取り外すことを要望いたします。

それから、頃末南三丁目の12番。この方とお会いしました。そしたら、この方が家を買った業者と最近話したところ、ちょうど、町が道路の舗装工事をした時期に、業者が区画割りを検討していたと。けど、私が知る限り、私も町内に住みますから、あの家は後でできたかもしれませんけど、道路を舗装工事するときは、宅地の分譲の区画割りは終わってたんです。それで、出入口も宅地の分譲の区画割りが終わってるから、車庫の出入口も分かるから、せめてですね、そういう工事をする時点ですね、配慮をしなかったかということをお伺いします。

議長（白石雄二）

はい、北村課長。

建設課長（北村賢也）

古賀議員の再質問にお答えいたします。

頃末南三丁目12番と申しますのが、今回、頃末南地区の再生事業で行った、歩道を整備した箇所だと思います。

担当にも確認したんですけれども、確かに議員が言われるようにですね、歩道工事するときは、もう既に分譲の形が決まってまして、こういうふうの家を建てるという話は聞いております。

そこで、担当と住宅メーカーの方が現地で話し合っ、どこを車の乗り入れにするかということで、話し合っ場所を決めております。

そこで確認して、歩道の切下げを造っておりますけれども、その後にですね、家を建てられた方が役場のほうに言われてきたということで、既に業者のほうとも話してますので、「もし切下げをするのであれば、ほかと同じです。個人さんが負担になります。」というふうな説明をさ

せていただいております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、町長。

**町 長（美浦喜明）**

先ほどの、伊左座の一丁目、二丁目のラーメン屋の件ですよ。

これはもう古賀議員、私も立会しましたし、随分その件においてはですね、警察、折尾署の交通課と協議して、土手からラインを引いたりですね。

それともう一つですね、運転手のマナーだと私は思ってるんですよ。一つは、運転手のマナーが悪いから、交差点で事故を起こしてるんですよ。

何もかも、行政のポールが悪い、何が悪いということじゃないと思います。やっぱり運転手のマナーが悪いから、あそこで何回も事故を起こしてですね、やってる。

だから今、事故は随分減っていると思っておりますし、私も直接、交通課の課長にも会って、遠賀川の土手から、みずほに下りてですね、伊左座の一丁目、二丁目のラーメン屋のところにラインを引かせました。あれで随分とマナーがよくなって。

以前はですね、確かに死亡事故があったり、激しかったですよ。だから、古賀議員が何回もそれを言われたから、私も何回も行って、そして町のできることはさせていただきました。

しかしですね、もう一つ、私は言わせてもらいたい。運転手のマナーですよ。それを言わなくて、ただ、行政のポールが悪い、何が悪い、こすってるじゃないかと。それはね、少しおかしい。違うんじゃないかと思っております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

以上で2番、古賀議員の一般質問を終わります。

3番、住吉議員。

**13番（住吉浩徳）**

13番、住吉です。冒頭質問を行います。

猪熊町営住宅跡地について。

猪熊町営住宅が空き地となり、かなりの年数が過ぎました。近くには、賃貸住宅と思われる住宅が数多く建設されています。

地域住民の方からも、この跡地がどうなるのかという声を多く聞きます。

これからの季節、虫の害等々も多くなります。

そこでお尋ねします。

- (1) 猪熊町営住宅跡地の売却等、現在の進捗状況はどのようになっていますか。
- (2) 町として猪熊町営住宅跡地の計画はどのように考えていますか。

次に、街区表示板等について。

水巻町は、九州で最初に住居表示 100%を実施した自治体であると聞き及んでおります。水巻町民として大変誇らしく思います。

街区表示板、住居表示板、町名表示板及び案内板は、町内の至るところに表示され、地名・地番等、大変分かりやすく利用できるのですが、最近、街区表示板がめくれたものや、通行の妨げになっているものを目にします。危険と思われるものもあります。

そこでお尋ねします。

町内の街区表示板等は、どのような方法で点検され、どのくらいの期間で交換されますか。

最後に、町議会議員選挙の投票率について。

先日行われた水巻町議会議員一般選挙の投票率が、4年前の同選挙に比べ、かなり悪かったと聞きました。水巻町のホームページで調べたところ、投票率は 42.81%でした。4年前の同選挙の投票率は 47.42%でしたので、4.61 ポイントの低下となっています。

私も議員として、町民の皆様信頼を持っていただき、投票率向上につながるよう、日々努力しなければと思っています。投票率を上げるべく、考えなければならぬと思います。

そこでお尋ねします。

町として、投票率を上げるためにどのような施策をお考えですか。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

町長。

## 町 長（美浦喜明）

はじめに、猪熊町営住宅跡地について、の御質問にお答えします。

1 点目の、猪熊町営住宅跡地の売却等の進捗状況についてのお尋ねと、2 点目の、猪熊町営住宅跡地の計画についてのお尋ねは、関連がありますので一括してお答えします。

平成 28 年と平成 29 年に猪熊町営住宅跡地の売却を試みて以降、引き続き、同跡地を含む本町北部地域での町有地活用について検討を進めてまいりました。

その第 1 弾として、母子生活支援施設跡地を売却するに当たり、前面道路を拡幅する必要があるなどの課題があったことから、令和 3 年度に道路改良工事を行い、売却時期については国の新型コロナウイルス感染症への対応を鑑みながら、令和 5 年 4 月より売却手続を実施しました。

猪熊町営住宅跡地につきましては、J R 水巻駅や国道 3 号線から離れた場所にあることに加え、購入後に宅地分譲するためには、開発や大規模な宅地造成など、多額の費用が発生することが考えられます。また、母子生活支援施設跡地と同時期に売却することで、猪熊地区への住宅用地の供給過多となった場合は、応札者が出ないことも懸念され、すぐに売却を行うことは難しい状況であります。

また、本町では令和 4 年度から地域公共交通計画策定事業や用途地域見直し事業などを実施しており、これらの事業と併せて総合的なまちづくりを行う観点から、令和 5 年度に、猪熊町

営住宅跡地の活用方法について、複数の関係部署による検討を開始したところです。

さらに、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことに伴い、様々な制限が解除され、今後は人の移動や交流の増加により、土地取引を含む経済活動が活発化することが予想されます。

このような状況の変化を踏まえ、猪熊町営住宅跡地の町有地については、先進事例の研究や不動産事業者等へのヒアリング、地域との対話などを行いながら、売却を含む活用方法についてさらに検討を進めてまいります。

次に、街区表示板等について、の御質問にお答えします。

本町は、街区方式での住居表示を実施しており、例えば「頃末北一丁目1番」などの街区表示板を、町で、その街区の四隅に設置し、各建物の入り口や玄関などに町名表示板と住居番号表示板を、建物の所有者に設置していただいています。

町内の街区表示板等は、どのような方法で点検され、どのくらいの期間で交換されますか、とのお尋ねですが、各建物に取り付けている町名表示板と住居番号表示板につきましては、門や塀などの改修で撤去、破損、紛失した場合や、経年劣化での退色などの場合は、新しいものを窓口で交付して取り替えていただいています。

街区表示板については、平成26年度に維持管理に係る調査を実施し、その後は、職員が破損などを見つけた場合や、住民の方から破損や欠落などの御連絡をいただいた場合に、すぐに撤去、交換を行っており、期間を定めた定期的な交換は行っていません。

平成26年度の全町一斉調査は、住居表示実施から20年以上が経過したところでの実施でしたが、さらに、それから10年近く経っていますので、一斉点検が必要か、またその方法など、今後検討してまいります。

最後に、町議会議員選挙の投票率について、の御質問にお答えします。

選挙事務の管理執行につきましては、中立公正を期すため、町から独立した行政委員会である選挙管理委員会が行っています。

投票率向上についての取組は、選挙管理委員会の所管であるため、私の見解を述べるにとどめさせていただきます。

本年4月に行われました水巻町議会議員一般選挙では、投票率が42.81%と、前回の投票率47.42%を下回り、過去最低の投票率となりました。

投票率低下の要因ですが、一般的には天候や選挙の争点など、様々な要素が総合的に影響するものと言われています。ただ、本町に限らず、投票率は長期低落傾向が続いていることから、政治への関心が薄らいでいることが大きく影響しているものと推察できます。

本町で、投票率低下を食い止めるために行っている啓発活動を幾つか挙げますと、選挙時の広報みずまきや公式ツイッターなどでの投票の呼びかけや、啓発物資の配布などがあります。

また、近年重視していますのは、若年層への働きかけです。従前からの啓発物資などによる啓発や、中学校の生徒会役員選挙時に投票箱や記載台などを貸し出し、実際の選挙の模擬体験を行ってもらうなどの取組に加え、もっと政治や選挙を身近に感じてもらえるよう、18歳になった方へ、「選挙人名簿登録のお知らせ」のはがきを送付したり、「二十歳のつどい」での啓発物資配布と合わせて、投票立会人の募集などを行っています。この「二十歳のつどい」での呼

びかけをきっかけに、投票立会人名簿に登録し、4月の統一地方選挙で投票立会人を務めた方もおり、少しずつでも選挙に関わり、政治を身近に感じる方が増えてくればと考えています。

そこで、町として、投票率を上げるためにどのような施策をお考えですか、とのお尋ねですが、令和元年度に九州共立大学のインターンシップに若年層の投票率をアップさせる方法について考察していただきました。諸外国では、子供の頃から政治を身近に感じる工夫がなされていることが、政治への関心を高め、結果として投票率が高い状況につながっていることから、本町でも小・中学校で政治についての講話や模擬投票を頻繁に行い、また、若年層に選挙事務等に携わってもらうことで、投票率の向上に寄与できるのではないかという結論に至っております。

若年層に選挙事務等に携わってもらうことなどは、先程の投票立会人など、少しずつ取り組んでおりますが、小・中学校での講話や模擬投票などを、どのように推進していくかは、検討しているところです。

本町としては、これまで行ってきた地道な啓発活動のほかに、他の自治体の取組などを参考に、選挙管理委員会とともに町全体の投票率の向上に努めてまいります。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

これより、再質問をお受けいたします。住吉議員。

**13 番（住吉浩徳）**

まず、猪熊町営住宅跡地についての再質問をさせていただきたいと思います。

答弁の中に、「複数の関係する課による体制にて検討を開始したところ」とありますが、どの課が対応に当たるのか、お答えください。

**議 長（白石雄二）**

はい、北村課長。

**建設課長（北村賢也）**

住吉議員の再質問にお答えいたします。

猪熊町営住宅について、どの課が対応を行うかというような御質問ですけれども、猪熊町営住宅の跡地の活用を現在検討しております。その中で、令和3年度より、企画課にて地域の公共交通に関する見直しの計画を行っております。

また、令和4年度、昨年度より、建設課のほうで、用途地域ですね、町の全町的な用途地域の見直しということも行っております。

これらを踏まえまして、猪熊町営住宅跡地がどういう利用が望ましいのかということで、住宅の場合はまたこれ、定住促進等も関わってまいります。ですから、総合的なまちづくりの視点ということで、今年度、令和5年度より、企画課と財政課、これが用地を担当しております。それから、建設課と住宅政策課の4課によりまして、連絡の体制を整えて、現在、跡地利用に



ついて検討を進めているところでございます。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、住吉議員。

**13 番（住吉浩徳）**

ぜひとも前向きな検討をお願いしたいと思います。

それから検討していく上で、商業施設の誘致の案なども入ってくるのでしょうか。お答え願います。

**議 長（白石雄二）**

はい、北村課長。

**建設課長（北村賢也）**

住吉議員の再質問にお答えいたします。

商業施設等の案も入るのでしょうかというような御質問でしたけれども、現在のところはですね、全く白紙の状態で検討しております。

活用方法の検討といたしましては、周りが住宅ということもありますので、住宅地も考えておりますし、町有地であることから、公共交通に関するですね、活用のまちづくり、それから、商業施設から民間の施設の誘致とかですね、様々な観点から、現在検討を進めておりまして、民間の方々にも広く意見を聴きながら進めているところでございます。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

住吉議員。

**13 番（住吉浩徳）**

せっかく、あんなに立派な猪熊のバス停を造っていただいて、利便性もすごくいいところなので、地域の住民は、私も近隣に住んでおりますが、できれば商業施設が欲しいというのは本音でございます。皆さんの多くの意見だと思っております。

それから次に、夏場に向けて、虫等の害も多くなると思われますが、町としてどのような対策を考えておられますか。

**議 長（白石雄二）**

蔵元課長。

**財政課長（蔵元竜治）**

お答えいたします。

ただいまの御質問ですが、議員もよく御存じの当該土地につきましては、周囲四方ですね、住宅が張りついておりまして、そういったことからですね、殺虫剤とか農薬とかいった薬剤の散布につきましては、やはり周囲に住まわれている方の人体の影響等、懸念されますので、現在のところ、薬剤散布等は考えておりません。

ただし、梅雨明けになります、全面的に草刈りを行う予定にしております。  
以上です。

**議 長（白石雄二）**

住吉議員。

**13 番（住吉浩徳）**

よろしくお願ひしたいと思ひます。

答弁の中にですね、母子生活支援施設、いわゆる母子寮といわれている跡地売却について触れてありましたが、3月議会の総務財政委員会のほうで、財政課長のほうから、跡地の公売を実施する旨の行政報告がありました、その後、公売の結果というか、進捗状況分かりますでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

蔵元課長。

**財政課長（蔵元竜治）**

お答えいたします。

3月の総務財政委員会で行政報告させていただいた後にですね、3月31日に公売を行いますという公告を行いました。

新年度に入りまして、4月3日から4月28日の1か月間をですね、入札の受付期間といたしました。その期間で、4社の入札参加の申込みがございましたが、その後、1社が辞退いたしました、3社の入札という形になりました。

入札につきましては、5月25日に入札を実施いたしまして、入札金額の最も高かった辰巳開発株式会社を落札者といたしまして、現在、所有権移転に向けた手続を行っているところでございます。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

住吉議員。

**13 番（住吉浩徳）**

進んでいけばまた、猪熊の町営住宅跡地にもつながるのではないかと思うので、よろしくお

願いたいします。

猪熊町営住宅跡地ですね。敷地を囲む、跡地を囲むネットが破れていて、人が入れるほど大きく破れたところもありまして、児童や地域の方が入っているのを見かけます。また、雑草も子供の背丈以上にも伸びておりますので、例えば、夏場の熱中症やけがなどで、何らかの形で、事情で動けなくなった子供たちが大変危険な状態になることも考えられますので、早急に対応をお願いしたいと思います。

次に街区表示板等についてですが、今回の町議会議員選挙のときに、町内を細かく回りました。街区表示板が大きく剥がれ曲がっているものなど、細かいのも入れ、多く見られました。場所によっては歩道側にL字型で曲がっていた場所もあり、児童の顔くらいの高さのものもありました。非常に危険だと思いました。

もちろん、きちっと表示されているものがほとんどでありましたことは申し上げておきます。日々の職員の皆さんの業務努力には感謝しております。

通告書にも書いたんですが、ネットで「水巻町は九州で一番早く住居表示 100%を成し遂げた自治体である」と、出ておりました。改めてですが、町民の1人として誇りに思い、職員の皆さんの業務努力に改めて感謝いたします。

そこで質問ですが、町内の街区表示板設置数は幾つぐらいあるんでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

川橋課長。

**住民課長（川橋京美）**

御質問にお答えいたします。

町内の街区表示板の数ですが、正確な数については、現在把握しておりません。

ただ、街区の数が、平成 26 年時点で 1,155 か所ありますので、その四隅、最低四隅にあると考えれば、最低でも 5,000 枚以上あると推測しております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、住吉議員。

**13 番（住吉浩徳）**

かなりの数があるのは分かりますが、私がこの一般質問を提出しまして、その後、何か所か確認は行かれましたでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、川橋課長。

**住民課長（川橋京美）**

御質問にお答えいたします。

都度都度、この街区表示板の確認のために点検しているということは、現在のところ行っておりませんで、住民の方ですとか職員、ほかの町内を回っている職員からの通報などによって、出て行って確認しているような状況です。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、住吉議員。

**13 番（住吉浩徳）**

もちろんそのことは町長の答弁にもありまして、「職員が見つけた場合や住民の方から連絡をいただいた場合、撤去交換の対応をする」とのことですけれども、この場合、連絡がある、たまたま見つけた、という偶然性であって、受け身の体制ですよ。それは単なる偶然であって、こちらから調べにいこう、先手でいこうという考えには至らないのでしょうか。お答え願います。

**議 長（白石雄二）**

はい、川橋課長。

**住民課長（川橋京美）**

お答えいたします。

答弁にありますとおり、平成 26 年に一斉の調査を行っております。

その後は、一斉調査ではなく、確認でき次第すぐに対応するほうが効率的だという判断になったと思われま。

今後ですね、どのように管理していくかというのは、前回の調査から 10 年近く経過しておりますので、委託で調査して回るのか、それとも職員が対応するのか、職員が対応する場合に、その職員の体制などもありますので、どのようにして点検して交換していくのがいいのかということは、検討していきたいと思っております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

住吉議員。

**13 番（住吉浩徳）**

もちろんそのことも町長に答弁していただきましたが、何て言ったらいいですかね、答弁の一番最後ですね、「一斉点検が必要か、またその方法など今後検討してまいります」とありましたけど、一斉点検が必要か必要でないかって、検討するんですか。これ、「交換する」なら分かるんですよ。点検は常にやらなきゃいけないと思うんですよ。

点検をすることが必要かという回答は、ちょっと私には納得いかない部分がありまして、必要な交換の条件とか、どういうふうな方法でやるかとかいうのは考えることがあると思うんですが、点検が必要かというのはちょっと、私としては、ちょっとこれ違うんじゃないかと思うんですけど、課長の御意見を。

**議 長（白石雄二）**

はい、川橋課長。

**住民課長（川橋京美）**

ただいまの御質問にお答えします。

この場合の一斉点検と申しますのは、町内一斉点検、26年に全町1,155か所、55区画、街区を全部一斉に点検して、その費用もかかっています。

それではなくって、例えば、年度ごとに、この地区を、1地区ずつ順番に回って点検するとか、そういった方法も考えられると思いますので、どのようにすれば、うまく点検が回っていくのかというところを検討してまいりたいという意味でございます。失礼いたしました。

**議 長（白石雄二）**

はい、住吉議員。

**13番（住吉浩徳）**

そうですね、そういうふうに答弁していただけると理解できるんですが、先ほどの答弁ではちょっと筋が違うと思いますので、そこのところをお願いいたします。

特に、町内巡回パトロールカーとかが出回ってると思うんですけれども、あれはもちろん防犯とか、危険箇所が何かないとか、事故がないとかを見てると思うんですが、ルートを回られたときに見ることはできると思うんですよね。はっきり言って。

先ほど課長が言われたみたいに、この地区は今年回ろうとか、この地区は今年回ろうとか、分配すれば、さほどのですね、一斉点検どうのこうのっていう、費用とか日数とか言わずに、常日頃からやれると思いますので、ぜひその辺も検討願えればと思います。

次に、町議会議員選挙の投票率についてですが、よく耳にする住民の方々の声は、投票所が遠いとか、交通機関が不便なので足が遠のいてしまうなどと、いろいろとございますが、有権者の方々が投票しやすい場所として、量販店などに投票所を設け、投票を終えた方に、その施設で利用できるクーポン券などをお渡しし、活用していただくというニュースを見ました。

有権者の方が投票に行きやすくなるきっかけとして、さらには投票率の向上につながるのではないかと考えますが、どう思われますでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、川橋課長。

## 住民課長（川橋京美）

ただいまの御質問にお答えいたします。

言われてある、共通投票所の件だと思いますけれども、今現在、いろんな市町村で、ショッピングモールですとか、駅ですとか、そういったところで、町内の、どの投票区の方も、そこで投票していただけるというふうな、共通投票所を設置している自治体も増えてきております。

私どもも、そういう話もちろん、選挙管理委員会の事務局と、選挙管理委員の中でも、検討するお話が出ることはありますけれども、この場合、ちょっと問題も――。

実際にやってあるところもあるので、一概にできないということではありませんけれども、共通投票所になった場合に、どこの投票所で投票しても、それが即座にシステムに反映できるような形を取っておかないと、選挙の公正が保たれないということがありますので、今現在は、各当日投票所、各7投票所ありますけれども、それぞれの選挙人の投票しか受け付けることができないシステムになっております。

共通の投票所とすることになると、それが全ての投票区の選挙人名簿を管理することになりますので、ネットワーク設備ですとか、機密性の問題とかもありますので、それについては、ほかの自治体の様子なども見ながら、検討段階でございます。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

はい、住吉議員。

## 13 番（住吉浩徳）

ぜひとも、先行されてやっておられるところに、「する・せん」別にしてですね、参考までに聞きに行かれることを望みます。

それから、最後になりますけど、期日前投票所についてなんですが、先日、地域の方から、期日前投票所についての御意見を頂戴しました。この方、御夫婦で期日前投票に行かれ、そのとき隣り合わせで投票の記入をされていたと。その時、奥様は目の治療で、よく字が見えなかったということで、お隣で記入されていた御主人にそのことを伝え、ちょっと手伝ってというふうな、助けを求めるようなことをされたそうです。

そのとき、そこにいた職員の方が、「会話はやめてください。」との注意を受けたと。事情を説明したところ、「そのようなことは私たちがしますのでやめてください。」と、言葉を荒い口調で言われたということです。

その職員の方の対応は、もちろんマニュアルとして、また、行政サービスに従い、間違っていないかもしれませんが、対応の仕方と言葉遣いによって、受ける方の印象も変わってくると思います。

住民サービスとしての気遣いも必要と考えます。

その御夫婦は、「怒られるようなことはしてない。もう投票に行きたくない。」と、おっしゃっておられました。

この投票率が下がっているさなかに、人災というんでしょうか、こういったので、投票に行

きたくないって思われる方が増えることは望ましくありませんが、実際に起きているこの案件について、御意見、お聞かせ願えますでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、川橋課長。

**住民課長（川橋京美）**

ただいまの御質問にお答えいたします。

今、議員のおっしゃられた事例につきましては、ちょっと私、今回初めてお伺いしましたので、大変申し訳なかったと思っております。

実際に字が見えないですとか、書けない、それから、投票所内を移動するのに支障があるという方については、職員のほうが、介助ですとか、お手伝いをするようになっておりますので、そのことでお声かけをしたものと思われそうですが、大変厳しい口調で注意してしまったことになったということで、気分を害されたということであれば、大変申し訳なく思っております。

今後も、そういうことのないように、従事者、職員、あと委託も使っておりますので、委託の職員にも指導してまいりたいと思います。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、住吉議員。

**13 番（住吉浩徳）**

はい、今いただいた言葉をそのまま住民の方にお伝えして、おわびに参りたいと思っております。

もちろん行政サービスと住民サービス、サービスという言葉の、行政側と受け取る町民側、若干の違いはあると思いますので、その辺もなるべく差のないようにお願いしたいと思います。

これからも町の環境を整えていただき、住みやすい安全なまちづくりを進めていただきたいと思います。このことを希望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議 長（白石雄二）**

以上で3番、住吉議員の一般質問を終わります。

4番、高橋議員。

**14 番（高橋恵司）**

14番、高橋でございます。

まず最初に、猪熊町営住宅跡地売却についての冒頭質問をいたします。

令和2年12月の定例会において、水清会さんからの一般質問で、猪熊町住跡地の売却についての質問がありました。

答弁では、不動産会社からの問い合わせがなく、引き続き売却に向けての手法や条件などの検討を継続するということでしたが、その後、どういう具体的な検討をしたのか、進捗状況をお聞かせください。

二つ目です。町道頃末・二線の歩道の段差について。

令和2年3月の定例会においても同じ質問をさせていただきました。

道幅が狭い上、歩道の段差があり危険なので、改善を求めたところ、答弁では沿道には多くの家屋が立ち並び、道路の拡幅は困難ということで、現況道路の中で安全が確保されるように検討するということでした。

その後の進捗状況を伺いたいと思います。

最後に、役場の総合案内設置について。

現在では、役場に入って案内板はあるものの、左右に行ってみなければならず、戸惑っているようで、不便で分かりづらく、役場を活用しにくい状況ではないでしょうか。

そこで、住民サービスの一環として、役場に入って正面に総合案内を設置することで、住民の皆さんがより分かりやすく利用できるのではないかと思います。

町の考えを聞かせてください。

以上です。

#### 議 長（白石雄二）

町長、答弁。

#### 町 長（美浦喜明）

はじめに、猪熊町住跡地売却について、の御質問にお答えします。

猪熊町営住宅跡地の町有地の売却に向けて、どういう具体的な検討をしたのか、進捗状況をお聞かせください、とのお尋ねですが、平成28年と平成29年に猪熊町営住宅跡地の売却を試みて以降、引き続き、同跡地を含む本町北部地域での町有地活用について、検討を進めてまいりました。

その第1弾として、母子生活支援施設跡地を売却するに当たり、前面道路を拡幅する必要があるなどの課題があったことから、令和3年度に道路改良工事を行い、売却時期については国の新型コロナウイルス感染症への対応を鑑みながら、令和5年4月より売却手続を実施しました。

猪熊町営住宅跡地につきましては、JR水巻駅や国道3号線から離れた場所にあることに加え、購入後に宅地分譲するためには、開発や大規模な宅地造成など、多額の費用が発生することが考えられます。また、母子生活支援施設跡地と同時期に売却することで、猪熊地区への住宅用地の供給過多となった場合は応札者が出ないことも懸念され、すぐに売却を行うことは難しい状況であります。

また、本町では令和4年度から地域公共交通計画策定事業や用途地域見直し事業などを実施しており、これらの事業と併せて総合的なまちづくりを行う観点から、令和5年度に、猪熊町営住宅跡地の活用方法について、複数の関係部署による検討を開始したところです。



さらに、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことに伴い、様々な制限が解除され、今後は人の移動や交流の増加により、土地取引を含む経済活動が活発化することが予想されます。

このような状況の変化を踏まえ、猪熊町営住宅跡地の町有地については、先進事例の研究や不動産事業者等へのヒアリング、地域との対話などを行いながら、売却を含む活用方法についてさらに検討を進めてまいります。

次に、町道頃末・二線の歩道の段差について、の御質問にお答えします。

令和2年3月定例会の答弁後の進捗状況について、のお尋ねですが、現在の進捗状況としましては、曲川に架設されている唐ノ熊橋から中間市との境まで、整備延長1,870メートルの整備を行う必要があり、整備延長が長く、工事費も多額となる為、国の補助事業において整備ができるように県を通じて国へ申請しているところです。

国の補助事業で行うに当たり、現在の交通量や道路幅員構成等を設定する必要があり、令和4年度に基礎資料となる予備設計業務を実施しています。本年度は、詳細設計業務を発注し、歩車道の段差解消や歩道の新設、拡幅など、精度の高い設計を実施いたします。

今回の事業により、歩行者及び自転車がより安全に通行できる道路へ改良したいと考えています。

事業完了まで数年間の期間が必要となりますが、その間に経年劣化により破損した箇所や地区からの要望、住民相談による危険箇所の補修等については、日常業務内で対応し、通行者の安全確保を行うようにいたします。

今年度より詳細設計を行いますので、歩行者や自転車にとって安全な道路となるよう関係機関と協議を行いながら事業を進めてまいります。

最後に、役場の総合案内設置について、の御質問にお答えします。

総合案内の設置につきましては、数年に一度実施しております事務機構改革の中でこれまでも検討を行っており、直近では平成30年度の事務機構改革の際に、職員プロジェクトチーム内で議論しております。その際は、役場入口に固定の案内ブースと案内担当者を設置する方式や、案内担当者が自由にフロアを巡回して案内する方式などを検討しましたが、人員確保の問題や財政的な負担など、複数の課題があったことから導入を見送り、代替策として、各窓口のフロアサインの色分け表示や、入口案内板の更新などによる来庁者誘導対策の強化を行ったところです。

これにより、職員による窓口案内が簡潔に分かりやすく行うことができるようになり、一定の効果が得られたものと考えております。

しかし、御質問にありますように、来庁者の方が自ら案内板のみで行き先を探すような場面では、特に高齢者や障がい者の方などは、案内板の前で迷う方もいらっしゃるため、そのような場合は、気づいた職員が積極的にお声掛けを行い、適切な窓口へ御案内するよう、日頃から周知徹底を行っているところです。

このような中、コロナ禍を経て、窓口に来庁することなく、行政手続きができるオンライン申請の取組が、全国の自治体において急速に進んできております。既に本町においても、幾つかの行政手続きはオンライン申請が可能な状況ですが、今後マイナンバーカードを利用して、既存

の行政手続だけではなく、市町村独自事業などの手続もオンラインで行えるよう、デジタル庁を中心とした実証実験が進んでいると聞いております。

本町の窓口環境についても、今後はマイナンバーカードなどを活用して、役場に来なくても行政手続ができる環境を推進していくと同時に、前回の全庁的な検討から5年が経ち、過去に解決できなかった総合案内や総合窓口などに関する課題が、AIをはじめとする最新情報技術などを活用することで解決できる可能性もあるため、住民の皆様にとってより利便性の高い窓口サービスや手続環境の実現に向け、改めて改善に向けた取組に着手する時期が近づいていると考えております。

御質問にあります総合案内の設置も含め、窓口業務環境に関する課題は役場全体の課題でもあるため、次期事務機構改革に関する全庁的な検討組織が設置された際などに、この課題についても併せて検討してまいります。

以上です。

#### 議 長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。はい、高橋議員。

#### 14 番（高橋恵司）

まず、猪熊町住跡地の売却についての再質問をいたします。

先の選挙でですね、私もそうですが、住吉議員も猪熊地区に居を構えておられて、一番近辺でよく言われたことが、ここの跡地を早く何とかしてくださいということでした。

これはもう、私は住吉議員と重複したことが非常にうれしく思っております。

それだけ猪熊区の人たちは、物すごく要望が強いんですね。

もうそろそろ、今までは手抜きしたとは言いませんが、今まで以上に本腰を入れて取り組んでいただきたいと思っております。

それでですね、売却が今までは難しかったというようなお話ですが、またこれも住吉議員とちょっと重複するんですが、販売店なんかを置く計画はありませんかと聞きましたが、私の一つの案として聞いてください。

もしですね、そのままの、あの状態の更地のままで売りにくいのならですね、まず町のほうから積極的に業者に働きかけるような形でですね、どうしてもここは買物難民が多くて、商店がないから、住宅建てても売りにくいという状態なら、公設で小さな販売店でもつくってですね、やっていくような気があるから、とかいうような形で、民間の業者のほうに話を持っていったりですね。

そこでですね、もし団地ができたとしたらですね、その団地の入居者の方にですね、優先的にその、販売店に雇用してあげるとかですね。

もちろん、あの小さな場所で、小さな商店では、利益が出ないのは分かっています。分かっていますが、町の方針としてですね、その辺は、行政のほうでうまくですね、少しは税金を投じたりして、何とか不動産業者にアピールをすれば、もしかしたら、売却は、タイミングが近づくんじゃないかと考えております。これは私、常々思っております。これはちょっと聞いておい

てください。

それとですね、万が一頑張っても、売却がまた何年もかかりそうな場合はですね、あまり、あの状態で置いとくのはよくないと考えます。

そこで私が思うのはですね、あれだけ広い土地です。近くにみどりんぱあーくはありますが、あのよう施設を、お金をかけてするのではなくてですね、広い、誰でもが入って自由にボール遊びができるような芝生広場とかにすればですね、あまり経費がかからなくて、町として維持できるのではないかと考えております。

その辺のお考えは、町としてありますでしょうか。

## 議 長（白石雄二）

はい、町長。

## 町 長（美浦喜明）

まずですねあそこがなぜ売れないかというところですね。

これは都市計画で、第一種専用地域（第一種低層住居専用地域）ということで住宅しか建てられない。これが1点ですね。

それから、曲川との関連で、県の開発から「調整池を造れ」ということで、以前来た業者が、とても採算に合わないというところで破談になりました。

そういうことの中で、今日まで、ライフガーデンができ、また、やっとなり猪熊の母子寮が、先ほど課長が報告しましたように、売却できました。

そして、建設課長が言いましたように、都市計画、企画、財政課、そして住宅等々ですね、私が今年、チームをつくらせまして、猪熊町営住宅跡地の方針を出そうじゃないかと。民活、あるいは大手の不動産業者等々に声をかけて、アイデアを出していただいて。

そしてもう一つは、猪熊の皆さんから、買物難民のために小さなミニスーパー等もつくってほしいと。

だから町としても、手放せばもう住宅だけしかできないということもありますので、そういう地域の住民の皆様のお声も聴きながら、私としても、最低、ミニスーパーなり、小さな商店等々が誘致できれば、少しは猪熊地区の皆さんに貢献できるんじゃないかということで、そういう条件等をつけてですね、いろんな大手、今、北九州で頑張っているような業者さんに声をかけております。

そして、現地の調査をしたいとか、そういう話もありますので、もうしばらくですね、その状況を見させていただきたい。

最終的に、もしそれでも難しいようであれば、議員の皆様にご了解をいただきながら、町独自で予算を組んで、宅地分譲の造成をしまして――。そこは町有地でありますので、工事費、そして、赤字にはならないと思っておりますが。

そして、ハウスメーカーに分割して売りたい。

最終的にはですね、もしその民活等ができなければ、少なくとも令和6年、7年頃までにはそういう方針を示して、議会の皆様にご御理解をいただきながら、猪熊町住跡地を、何とか、

一番、猪熊地区において、住民の皆様方から歓迎される跡地利用をしたいと思っております。  
以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、高橋議員。

**14 番（高橋恵司）**

町長ありがとうございます。大変期待しております。

あと二、三年というところが、耳につきました。ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、町道の頃末・二線の歩道の段差について再質問したいんですが、この件もですね、4年前に私は質問したんですが、前回の答弁に比べまして、今回、随分具体的に進んでいるようで、この辺は大変ありがたく思っております。

私、ちょこちょこですね、自転車であそこの唐ノ熊橋から下二のほうに、中間方面に向かって走ったりですね、また逆走したりするんですが、特に大型が来たときなんかはですね、あそこの歩道がもう狭い上に段差がすごくあるんですよ。

あれ怖いから、前に何とかしてくださいという願いをしたんですが、具体的にありますように、着々と進んでいるというのを聞きまして、安心しているんですが、少しでも早く、歩道の部分だけでもですね、唐ノ熊橋から、下二の交差点がありますよね。信号が。あの辺が特に怖いんですよ。

まずその辺から徐々にですね、なるべく早く段差をなくしてですね、色分けしていただければありがたいと思っておりますが、その辺をちょっとお答えください。

**議 長（白石雄二）**

北村課長。

**建設課長（北村賢也）**

高橋議員の再質問にお答えいたします。

町道の頃末・二線の整備につきましてですけれども、先ほど御質問がありましたように、まず第1期では、現在、曲川の放水路から南側ですね、中間方面のほうを第1期としております。

第2期としまして、来年度国のほうに要望いたしまして、今、高橋議員の御質問にありました、下二の交差点から駅までということで計画しております。

この下二の交差点から駅までなんですが、特に駅の利用者の方ですね、朝、自転車で駅のほうに行かれる、また帰り、夕方は道路を通過して、御自宅のほうにお帰りになるということで、自転車の交通量も非常に多くございます。

今回、駐輪場も273台整備いたしましたけれども、ほぼ連日ですね、もう満車に近い状態で、自転車の交通量も大分増えておりますので、その辺、議員の御質問ありますように、早く整備を進めたいと思います。

ただ、しかしながらですね、道路の幅員というのも限られておりますので、構造としまして

は、車道と自転車が混在するような形にはなるかもしれませんが、そこは路面標示、先ほど議員の話がありました色分けですよ。自動車が走るゾーン、自転車が走るゾーン、歩行者が歩くゾーン。色とかポールとかでしっかり分けるようにして、主に歩行者と自転車を中心にですね、計画を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

高橋議員。

**14 番（高橋恵司）**

ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、役場の総合案内設置についての再質問ですが、まずですね、先ほど町長は「特に高齢者や障がい者の方などは、案内板の前で迷う方もいらっしゃるため、そのような場合は、気づいた職員が積極的にお声掛けを行い、適切な窓口へ御案内する」と答弁されましたが、私の周りの人とか、私も含めてですね、そういった状況で、「ああ、分からんのに来てくれた、ありがたいな」という状況になったことはないんですよ。

そういう場合にですね、職員にどういう教育をしているかをちょっとお聞きしたいんですが。

**議 長（白石雄二）**

増田課長。

**総務課長（増田浩司）**

御質問にお答えをいたします。

具体的にですね、お声掛け専用の教育とかいう形ではございませんけども、関係各課含めて、各課長のほうからもですね、そういう住民サービス等につきましては、指導をしているところでございます。

今後につきましても、そういった声が少ないということであればですね、なお積極的にそういった指導を行ってまいります。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、高橋議員。

**14 番（高橋恵司）**

よろしくお願ひします。

私が絞って聞きたいのはですね、この質問にありますように、総合案内を設置できるかどうかですね。

デメリットが多過ぎたから今までできなかったんじゃないかと思いますが、その辺のところ

をお聞かせください。

**議 長（白石雄二）**

町長。

**町 長（美浦喜明）**

昨日も公明党の水ノ江議員から、この総合案内所の件について、御質問がありました。今日も高橋議員から同じような質問を受けております。

昨日も言いましたように、私も町長に就任いたしまして10年。高齢化も進んでおりますし。

昨日、住民課長と、企画課長を呼んで話をしまして、機構改革まで待つとスピード感がないということで、住民課がフロアを、券売機等々というのがありますが、正面から入った右と左の広いフロアと、住民課の前と、総合的に見直しをいたしまして、来年の4月1日から総合案内所を置くような方向ですね、今から検討をしてほしいという指示を出しておりますので、もうしばらく、来年の3月まで待つていただきたい。これが1点ですね。

そういうことで、メリットデメリットもありますが、やはり、今、時代の趨勢で、私も各町村に行きますと、岡垣においてもそうですが、総合案内所を置いております。

そういうこともありました、ちょうど機構改革がもう少しと思って待つておりましたけど、議員の皆さんのそういう御意見が多い。それからやはり、高齢者の方が、入って迷っているということも事実でありますので、そういうことを踏まえまして、来年の4月1日に向けてですね、きちっと指導をして、そしてレイアウトを考えて、対応させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

高橋議員。

**14 番（高橋恵司）**

期待しております。

今日私が質問した3件はですね、いずれにしても、もう重複しているんですね。もうそろそろ力を入れてやるべき案件じゃないかと思っております。

この案内板にしましてもですね、水巻町だけが、どうしてないのかと言われるのではなくてですね、やはり私ども町会議員としましても、行政側としましてもですね、「さすがに福岡県の町村会の会長が納めておる水巻町、すばらしい庁舎だな」と、私たちは言われたいんですね。外から。今まであんまり褒められた経験が、まあ4年しかたってないから、そういうことは少なかつたと思っておりますけど、今後ですね、そういった声を、「水巻すばらしいな」と。よその町が視察に来てですね、まねをするぐらいのような形で、どんどん積極的にですね、積極的に何事でも進めていただきたいということを要望いたしまして、私の再質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

**議 長（白石雄二）**

以上で4番、高橋議員の一般質問を終わります。これをもちまして、本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午後02時27分 散会